

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 2 年 2 月 25 日（火曜日）午前 10 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情第 1 号 地域シニアクラブ連合会の担当者設置に関する要望
- 日程第 5 陳情第 2 号 飛騨はぎわら牛生産組合に関する要望
- 日程第 6 諮 第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮 第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 同 第 1 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 同 第 2 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 10 議 第 1 号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 11 議 第 2 号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議 第 3 号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議 第 4 号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議 第 5 号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議 第 6 号 令和元年度下呂市下水道事業特別会補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議 第 7 号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議 第 8 号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議 第 9 号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議 第 10 号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議 第 11 号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 議 第 12 号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 市長施政方針説明
- 日程第 23 議 第 13 号 市道の路線認定について
- 日程第 24 議 第 14 号 市道の路線変更について
- 日程第 25 議 第 15 号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議 第 16 号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター及び下呂市金山リバーサイドスタジアムの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議 第 17 号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議 第 18 号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について

- 日程第29 議第19号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第30 議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- 日程第31 議第21号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について
- 日程第32 議第22号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第33 議第23号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第24号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について
- 日程第35 議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例について
- 日程第36 議第26号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第27号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第28号 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第29号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第30号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第31号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第42 議第32号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第43 議第33号 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第34号 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について
- 日程第45 議第35号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第46 議第36号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第38号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議第40号 下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議第41号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第52 議第42号 下呂市家畜診療等手数料条例について
- 日程第53 議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について
- 日程第54 議第44号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第55 議第45号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第56 議第46号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第57	議第47号	下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第58	議第48号	下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第59	議第49号	下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
日程第60	議第50号	下呂市市民会館条例の一部を改正する条例について
日程第61	議第51号	下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第62	議第52号	財産の譲与について
日程第63	議第53号	財産の譲与について
日程第64	議第54号	財産の無償貸付について
日程第65	議第55号	令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について
日程第66	議第56号	令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
日程第67	議第57号	令和2年度下呂市一般会計予算
日程第68	議第58号	令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第69	議第59号	令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
日程第70	議第60号	令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第71	議第61号	令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第72	議第62号	令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
日程第73	議第63号	令和2年度下呂市下呂財産区特別会計予算
日程第74	議第64号	令和2年度下呂市学校給食費特別会計予算
日程第75	議第65号	令和2年度下呂市水道事業会計予算
日程第76	議第66号	令和2年度下呂市下水道事業会計予算
日程第77	議第67号	令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
日程第78	議第68号	令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算

出席議員（13名）

議長	各 務 吉 則	1 番	尾 里 集 務
2 番	中 島 ゆき子	3 番	田 中 副 武
4 番	今 井 政 良	7 番	宮 川 茂 治
8 番	中 島 博 隆	9 番	伊 藤 巖 悟
10番	一 木 良 一	11番	吾 郷 孝 枝
12番	中 島 新 吾	13番	中 島 達 也
14番	中 野 憲太郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	細 田 芳 充	監 査 委 員	杉 山 好 巳
市 長 公 室 長	桂 川 国 男	総 務 部 長	河 尻 健 吾
教 育 部 長	今 井 藤 夫	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
消 防 長	田 口 伸 一	会 計 管 理 者	中 島 祐 子
金 山 病 院 長	吉 田 修	健 康 福 祉 部 長	田 口 広 宣
生 活 部 長	藤 澤 友 治	建 設 部 長	二 村 忠 男
環 境 部 長	中 原 則 之	農 林 部 長	河 合 修
萩 原 振 興 長	松 井 克 彦	小 坂 振 興 長	倉 田 誠
下 呂 振 興 長	小 畑 一 郎	金 山 振 興 長	澤 田 勤 之
馬 瀬 振 興 長	見 廣 洋 始		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	加 藤 鈴 彦	書 記	今 井 満
書 記	青 木 秀 史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しています。

これより令和2年第1回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番 尾里集務君、2番 中島ゆき子さんを指名いたします。

◎会期の決定

○議長（各務吉則君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（各務吉則君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。

◎陳情第1号及び陳情第2号について（委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第4、陳情第1号 地域シニアクラブ連合会の担当者設置に関する要望、日程第5、陳情第2号 飛騨はぎわら牛生産組合に関する要望、以上2件を一括議題といたします。

本２件については、お手元に配付してあります付託文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎諮第１号及び諮第２号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第６、諮第１号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第７、諮第２号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上２件を一括議題といたします。

諮第１号及び諮第２号の２件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

おはようございます。

諮第１号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、中川澄子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和２年２月２５日提出。

提案理由、人権擁護委員 中川澄子氏が令和２年６月３０日に任期満了となるためでございます。次ページをお願いいたします。

諮第２号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、小池みな子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和２年２月２５日提出。

提案理由、人権擁護委員 大前一廣氏が令和２年６月３０日に任期満了となるため。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第１号及び諮第２号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第１号及び諮第２号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本２件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第１号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は中川澄子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第１号については、中川澄子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第２号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は小池みな子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第２号については、小池みな子さんを適任とすることに決定しました。

◎同第１号及び同第２号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第８、同第１号 下呂市教育委員会委員の任命について、日程第９、同第２号 下呂市教育委員会委員の任命について、以上２件を一括議題といたします。

同第１号及び同第２号の２件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第１号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、三木朋哉さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和２年２月２５日提出。

提案理由は、下呂市教育委員会委員 三木朋哉氏が令和２年５月１３日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

同第２号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、細江洋一郎さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。令和2年2月25日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 細江洋一郎氏が令和2年6月1日に任期満了となるためでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号及び同第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第1号及び同第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第1号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第2号については同意することに決定いたしました。

◎議第1号から議第12号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第10、議第1号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、日程第11、議第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第12、議第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第14、議第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、日程第15、議第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、日程第16、議第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第17、議第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議第10号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第20、議第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、日程第21、議第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上12件を一括議題といたします。

議第1号から議第12号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程をされました議第1号から議第12号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に事業費確定に伴います歳入歳出予算の調製や入札差金など不用見込額の減額をお願いするもので、それに合わせて各会計間の繰入金、繰出金の調整も行っております。

議第1号の下呂市一般会計補正予算につきましては、歳入では、今ほど申しました事業費の確定等に伴い、分担金、使用料、国・県支出金、諸収入、市債などの増額または減額を計上しております。

また、ふるさと寄附金の予算計上も行っています。

歳出につきましては、ほとんどが事業費確定に伴う減額補正ですが、主なものといたしまして、プレミアム付商品券事業の引換券交付者確定に伴う減額、障がい者自立支援事業の支出見込み増加額に伴う増額のほか、庁舎等整備基金、災害対策基金への積立てなど、必要な予算を計上しております。

議第2号から議第12号までの各特別会計及び企業会計補正予算につきましても、不足する経費の追加や各事業の精算、必要額の精査による不用額の減額などに伴う予算補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては各担当部長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第1号から議第3号までの3議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

おはようございます。

それでは、議第1号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和元年度下呂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3,526万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億3,809万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加・変更で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加・変更で、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で、第4表 地方債補正によるものでございます。令和2年2月25日提出。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず歳入補正の主なものとしましては、1款市税1,229万5,000円の増額。

3ページに移りまして、13款分担金及び負担金4,031万1,000円の減額、15款国庫支出金3,818万4,000円の減額、16款県支出金5,098万2,000円の減額。

4ページをお願いいたします。

18款寄附金1億7,083万6,000円の増額、19款繰入金7,877万9,000円の減額、21款諸収入9,062万9,000円の減額、22款市債4,670万円の減額でございます。

5ページへ移っていただきまして、歳出でございます。

歳出補正の主なものは、2款総務費1億7,495万1,000円の増額、3款民生費1億2,989万9,000円の減額、4款衛生費1億3,128万6,000円の減額、6款農林水産業費3,572万2,000円の減額。

6ページをお願いいたします。

7款商工費5,164万7,000円の減額、8款土木費2,571万5,000円の減額、9款消防費6,997万6,000円の増額、10款教育費2,182万4,000円の減額。

7ページへ移っていただきまして、14款予備費1,029万4,000円の増額でございます。

8ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正の追加と変更です。

まず追加でございます。

2款総務費の庁内情報化推進諸経費臨時（行政ネットワークセキュリティーポリシー作成支援業務）319万円は、Windows 7のサポート切れに対応などによるセキュリティーポリシー作成業務が年度内に完了できなくなったことによるものでございます。

3 款民生費の地域介護・福祉空間整備等助成事業1,498万3,000円は、高齢者施設に医療用自家発電設備を整備する事業に補助金を交付するものでございますが、台風17号の被害により非常用自家発電装置を製造するための資材が入手困難となっており、年度内の事業完了が見込めなくなったことによるものでございます。

6 款農林水産業費の林地台帳整備事業1,100万円は、現地調査箇所のプロット調査など、所有者の調整に不測の日数を要したことによるもの。県単林道改良事業1,056万6,000円は、支障木の伐採範囲の決定など、地元や関係機関との調整に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が見込めなくなったことによるものでございます。

8 款土木費でございます。地籍調査費671万8,000円は、国の追加補正に伴い実施する事業であり、年度内に必要な工期が確保できないことによるもの。社会資本整備総合交付金事業1億3,219万4,000円のうち、大島1号線道路改良事業は、通行規制などの地元調整、ジャリゾレ線道路改良事業は、他の工事から流用する盛土材の搬入に遅れが生じたこと、和川12号線道路改良事業は、取付け道路に関する地元関係者との調整に不測の日数を要したことにより、年度内の完成が見込めなくなったことによるものでございます。次の防災・安全交付金道路事業3,892万9,000円は、萩原本町線歩道修繕工事。その下の防災・安全交付金橋梁事業1億2,618万8,000円は、畑田高架橋長寿命化補修工事と朝霧橋耐震補修工事で、いずれも通行規制などの地元調整に不測の日数を要したことによるもの。その下の防災・安全交付金交通安全事業6,312万9,000円は、横田線道路新設工事においては、支障木の伐採などの地元調整、萩原踏切改良詳細設計業務においては、廃止踏切の同意に係る地元調整、宮地1号線道路改良工事においては、土地所有者との事業用地境界立会いに不測の日数を要したことなどにより、年度内の完成が見込めなくなったことによるものでございます。

10 款教育費の体育施設維持補修費969万1,000円は、上ヶ平サンビレッジ空調修繕工事でございます。本定例会に工事請負費の増額補正をお願いしているものですが、工事の発注が3月補正以降となりますので、年度内の完成が見込めないことにより繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

11 款災害復旧費の過年補助災害復旧事業は3億1,621万8,000円でございます。平成30年7月豪雨により被災した河川の災害復旧工事費を繰り越すものでございますが、漁業組合と協議により6月から10月の遊漁期間中は河川内での工事ができませんでしたので、年度内の完成が見込めなくなったことによるものでございます。

続きまして、変更は、3 款民生費のプレミアム付商品券事業1億8,035万7,000円から2,933万3,000円への変更は、事業を実施した結果、プレミアム付商品券の購入者数が確定しましたので、不用額の減額補正と併せて繰越額も変更するものでございます。

9 ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正の追加ですが、フィッシングセンター水辺の館の指定管理料については、令和2年度から令和3年度まで、限度額240万円として追加するものです。

その下の姉妹都市交流派遣団送迎バス借上料、限度額46万6,000円については、送迎バスの借り上げ日が4月2日であり、3月中に契約を締結しておく必要があるため、債務負担行為を追加するものでございます。

一番下の元気ではつらつ増進施設の指定管理料については、令和2年度から令和4年度まで、限度額を1億7,619万円として追加するものでございます。

10ページをお願いいたします。

地方債補正です。

衛生債から災害復旧債までの7事業について、それぞれの事業費や財源の確定に伴い、借入限度額を変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

それでは、事項別明細書にて補正の主な内容を御説明いたします。

13ページをお開きください。

まず歳入です。

1款市税につきましては、1項市民税から14ページの5項入湯税までの各税目において、現年度課税分の調定見込みによります増減額調整と滞納繰越し分の収納見込み分を増額計上しております。

14ページの中段をお願いいたします。

2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税で200万円の増額、2項自動車重量譲与税は500万円の増額で、今年度の交付額の見込みによるものでございます。

15ページへ移っていただきまして、3款から16ページの12款までの各交付金につきましても、今年度交付額の確定、または見込みによる補正で、まず3款利子割交付金は500万円の減額、4款配当割交付金は300万円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は100万円の減額、6款地方消費税交付金は800万円の増額。

16ページをお願いします。

7款ゴルフ場利用税交付金10万円の増額、8款自動車取得税交付金300万円の増額、12款交通安全対策特別交付金は70万円の減額となっています。

最下段へ移りまして、13款分担金及び負担金、1項分担金は事業費確定に伴うもので、農林水産業費分担金が3,722万円の減額。

17ページへ移っていただきまして、中段の3目消防費分担金が324万円の減額となっています。

18ページをお願いします。

14款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、各施設の使用実績及び精算見込みによる増減でございます。

20ページをお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,234万5,000円の減額で、交付額の確定及び実績見込みによる補正でございます。

最下段の3目災害復旧費国庫負担金338万円の減額は、公共土木施設災害復旧費負担金の過年

度発生分で、事業費の確定によるものでございます。

21ページをお願いします。

2 項国庫補助金では、事業の確定等に伴う補助金の増減で、主なものとしては、中段の2 目衛生費国庫補助金の循環型社会形成推進交付金、最終処分場事業の交付額確定による減額1,438万4,000円、その下、3 目土木費国庫補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業の事業費見込額による減額1,047万4,000円が主なものでございます。

22ページをお願いいたします。

中段の16款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金555万2,000円の減額は、今年度の交付額の確定及び実績見込みによる減額です。

23ページをお願いします。

最下段の2 項県補助金も事業の確定等に伴う補助金の増減で、主なものとしましては、24ページをお願いします。

2 目民生費県補助金のプレミアム付商品券事業費補助金の減額2,077万円、子ども・子育て支援交付金527万8,000円の増額、3 目衛生費県補助金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金324万4,000円の減額。

25ページの中段をお願いします。

4 目農林水産業費県補助金の農業経営高度化支援事業補助金580万円の減額。その下、森林整備地域活動支援交付金で、今年度事業確定により減額で371万円。

26ページをお願いします。

上段の9 目災害復旧費県補助金722万1,000円の増額は、分割交付されることになっている平成30年度災害に係る林道施設災害復旧費補助金の交付決定による増でございます。

27ページをお願いします。

17款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金488万5,000円の増額は、基金利子等の確定に伴うものでございます。

28ページをお願いします。

中段の18款寄附金1 億7,083万6,000円の増額は、主にふるさと寄附金の増によるものです。

最下段の19款繰入金、1 目基金繰入金7,877万9,000円の減額は、事業費確定に伴う、それぞれの基金からの繰入金の減でございます。

29ページをお願いします。

中段の21款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、1 目延滞金223万3,000円の増額は、諸税滞納延滞金収入実績による増額が主なものでございます。

その下の3 項貸付金元利収入3,590万円の減額は、小口融資資金及び経営安定資金融資預託金の貸付け状況による不用見込額の減額でございます。

30ページをお願いします。

5 項雑入につきましても、今年度の実績等による増減です。主なものは、総務雑入の市町村振

興協会交付金、これにつきましては図書館システムの更新に係るもので1,279万6,000円の増額。中段の民生雑入のプレミアム付商品券販売収入8,308万円の減額。衛生雑入の中原診療所収入1,489万1,000円の減額。

31ページへ移っていただきまして、農林水産業雑入の飛騨農業共済事務組合解散返還金2,927万5,000円の増額などがございます。

続いて、32ページをお願いします。

22款市債につきましては、事業費、財源の確定等により起債発行額を調整し、全体で4,670万円の減額補正としております。

33ページをお願いします。

次に、歳出補正につきまして御説明申し上げます。

歳出補正につきましては、ほとんどが事業費の確定、支出見込額の精査等による増減となっております。また、各科目の人件費関係の補正は、年度途中の退職、扶養状況の変更などに伴う手当の補正でございます。各基金の積立金は、来年度以降に実施が必要な事業の財源として積立てを行うものです。なお、会計間の繰入金、繰出金の調整につきましても併せて行っております。特別会計への繰出金については、特別会計の歳入での説明とさせていただきます。

それでは、人件費以外の歳出補正の主な内容について、向かって右側の説明欄を中心に説明をいたします。

最初に、下段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。

34ページをお願いします。

右の欄の最下段、総務一般管理諸経費臨時（人事分）270万円の減額は、会計年度任用職員システム開発委託料の事業費確定に伴う減です。

36ページをお願いします。

上から4段目、5目財産管理費、市有林造林事業251万9,000円の減は、今年度予定していた市有林の整備が入札の不調により施業が実施できなかったことによるもの。その下の財政調整基金費272万5,000円の増額は、利息分の増によるもの。最下段の庁舎等整備基金5,000万円の増額は、昨年の3月定例会において、市役所庁舎等の整備の財源に充てることを目的に設置した基金への積立てでございます。

続いて、37ページをお願いします。

上段の庁舎・振興事務所整備事業477万5,000円の減額は、旧馬瀬振興事務所解体事業に係る事業額を減額するものでございます。

38ページをお願いします。

上から4段目、6目企画費、ふるさと応援基金費1億6,843万6,000円の増額は、今年度、平成31年4月から令和元年12月までに頂いたふるさと寄附金を基金に積み立てるものでございます。

39ページを御覧ください。

下から2段目、8目電子自治体推進費、庁内情報化推進諸経費臨時は1,060万円の減額で、今

年度実施したWindows 7のサポート切れに伴う業務用パソコンの更新、5年計画で進めております行政ネットワークの再構築に係るネットワーク機器の更新等における入札差金等の不用額を減額するものでございます。

40ページをお願いします。

上から2段目の9目地域情報化対策費、下呂ネットサービス諸経費臨時396万円の減額は、有線テレビ設備の更新に係る備品購入費の確定に伴う不用額の減額。最下段の馬瀬地域振興事業では、今年度事業費の確定に伴い1,333万7,000円を減額するもので、委託料980万円の減額は、森林防災事業として実施している保全間伐の委託料が950万円の減額と大きな要因になっております。

42ページを御覧ください。

中段からは、2項徴税费です。

43ページをお願いします。

2目賦課徴收费、中段の賦課徴収諸経費臨時169万1,000円の減額は、航空写真撮影デジタルオルソ作成業務の入札差金等委託料の不用額を減額するものです。

最下段の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民事務費117万6,000円の増額は、地方公共団体システム機構から今年度の通知カード、個人番号カード関連事務委託交付金の交付額の通知によるものでございます。

少し飛びますが、48ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、中段のプレミアム付商品券事業は1億703万円の減額でございます。この事業は、住民税非課税世帯及び子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を発行するもので、対象者を7,091人と見込み予算を計上しておりましたが、事業を実施した結果、購入引換券の交付者数が2,937人でありましたので、不用となった4,153人分の商品券交付金1億385万円の減額が主な内容でございます。

49ページへ移っていただきまして、2目障がい者福祉費、中段の障がい者福祉手当給付事業309万9,000円の減額、その下、障がい者自立支援医療給付事業322万円の減額、その下、障がい者自立支援給付事業2,879万3,000円の増額は、いずれも支出見込みによる増減でございます。

次に、52ページをお願いします。

4目介護保険費、中段の地域介護・福祉空間整備等助成事業は、高齢者施設いきいき・馬瀬の元気館に非常用自家発電設備を整備する事業に補助金を交付するもので、その全額を国が負担するものですが、国との協議の中で補助対象経費の増額が認められましたので、追加される111万円を増額補正するものでございます。

53ページをお願いします。

5目福祉医療費でございます。今年度の実績見込みにより、福祉医療費の助成額を補正するもので、上から2段目の乳幼児は422万4,000円の減額、その下、母子家庭等は235万8,000円の増額、その下、父子家庭は47万円の増額、その下の福祉医療費助成事業臨時266万6,000円の増額は、福

祉医療助成事業の第三者行為による医療費につきまして、加害者である岐阜県から助成額の返還を諸収入で受け、保険者である協会けんぽから支給を受けている高額療養費を返還するためのものがございます。

54ページをお願いします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、上から 2 段目の子ども・子育て支援事業1,618万9,000 円の減額は、保育所の広域入所や事業所内保育、小規模保育などの事業において、本年度の入所利用者数が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

その下の 2 目児童措置費の児童手当給付費698万5,000円の減額及び、その下、児童扶養手当給付費144万7,000円の減額は、それぞれ支給見込みに伴う扶養額の減でございます。

最下段の 3 目母子福祉費、高等職業訓練促進給付金等事業120万円の減額は、新規の給付申請がなかったことにより不用額を減額するものでございます。

55ページへ移っていただきまして、中段の 4 目保育所費の保育所運営費1,579万6,000円の減額は、実績見込みによる臨時雇用賃金及び賄材料費、通園バス運行委託料の減額が主なものでございます。その下の保育所公設民営事業934万1,000円の減額は、みなみこども園、きたこども園及びかなやまこども園の指定管理料につきまして、年度協定により不用額を減額するものが主なものでございます。その下の保育所施設整備事業209万9,000円の減額は、わかばこども園改修工事の設計業務及び萩原北児童館エアコン設置工事の入札差金を減額するものでございます。

56ページをお願いします。

最下段の 6 目学童保育費の学童保育クラブ運営事業209万6,000円の減額は、教育指導員 1 名が中途退職したことによる減額が主なものでございます。

57ページをお願いします。

上段の 7 目障がい児福祉費のこぼの相談室開設費212万2,000円の減額は、職員の配置見直しにより、さくらんぼ教室担当保育士を減員したことによる賃金の不用額の減。その下の障がい児加配保育士設置事業455万3,000円の減額は、障がい児加配保育士の出役実績見込みにより不用額を減額するもの。

下段の 3 項生活保護費、1 目生活保護総務費の生活保護実施事業691万7,000円の増額は、実績見込みによる増でございます。

59ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、下から 2 段目の看護師等修学資金貸与事業420万円の減額は、今年度の新規貸付け者数の確定及び年度途中で貸与辞退者があったことにより不用額を減額するもの。その下の看護師等修学資金基金費161万9,000円の増額は、利息分の積立て及び修学資金貸与者からの償還金を積み立てるものでございます。

60ページをお願いします。

中段の 2 目予防費、予防接種事業783万円の減額は、抗体検査及び大人の風疹につきまして、対象者の 3 割程度しか受診がなかったことによる個別接種委託料の減額など。その下の子育て支

援予防接種事業100万円の減額は、インフルエンザの定期予防接種者が見込みより少なかったことによるものでございます。

1つ飛んで、最下段の3目保健事業費、「まめで得々」健康づくり推進事業214万4,000円の減額は、健康ポイント事業への参加者が見込みより少なかったことによるものでございます。61ページをお願いします。上段の健康診査費464万1,000円の減額は、健診委託料の確定に伴う減額が主なものでございます。

下から2段目、4目環境衛生費、合併処理浄化槽設置整備事業助成費1,709万6,000円の減額は、補助金の見込みに伴う減でございます。

最下段の6目診療所費、中原診療所管理運営費2,256万8,000円の減額は、診療の再開が7月となり、診療日数も週3回と当初の予定より減少したことによる医師・看護師報酬等の不用額を減額するものでございます。

62ページをお願いします。

中段の7目母子衛生費、妊婦健康診査費助成事業222万円の減額は、妊婦健診の受診者が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

64ページをお願いします。

2項清掃費、2目塵芥処理費、上から2段目のごみ処理施設管理運営費724万円の減額は、薬品費や専用袋印刷費、施設作業委託料等の実績見込みによる減。その下、ごみ処理施設管理運営費臨時1,342万円の減額は、旧下呂町最終処分場のり面崩壊防止工事の入札差金など、不用額の減額。その下、ごみ処理施設維持補修費601万円の減額は、ごみ処理施設の保守点検委託料や維持修繕工事費の不用額を減額するものでございます。

その下の3目し尿処理費のし尿処理施設管理運営費260万円の減額は、実績見込みによるものです。その下、し尿処理施設管理運営費臨時803万円の減額は、汚泥及びし尿の搬出設備改修工事費の不用額を減額するものでございます。

65ページへ移っていただきまして、中段の4目環境衛生施設整備費、環境衛生施設整備事業4,693万円の減額は、新最終処分場の整備事業及び中山浄化園の改修計画の策定に係る今年度の事業費が確定したことによる不用額の減額など。その下、環境施設整備地域振興事業520万円の減額は、地域振興策として実施している工事の入札差金等不用額を減額するものでございます。

66ページをお願いします。

中段の6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営費311万7,000円の増額は、農地利用最適化交付金の配分による報酬の増でございます。

67ページをお願いします。上段の機構集積支援事業325万3,000円の減額は、農地台帳システムから農地情報公開システムへの移行が見送られたことによる電算委託料の減などでございます。

68ページをお願いします。

3目農業振興費、上から2段目の獣害防除対策事業119万2,000円の減額。その下の有害鳥獣捕獲事業112万7,000円の減額。その下の野生鳥獣保護管理推進事業150万円の減額は、補助金の交

付実績により不用額を減額するもの。最下段の農地集積・集約化対策事業は210万4,000円の増額で、今年度の農地集積実績により地域集積協力金を計上するものなどでございます。

69ページをお願いします。中段の集落営農活動促進事業120万円の減額は、協議中の集落営農法人化について、今年度の設立が困難になったことにより法人化支援補助金の減額。1つ飛んで、元気な農業産地構造改革支援事業381万8,000円の減額は、要望の取下げ等による不用額の減額でございます。

70ページをお願いします。

最下段の5目農地費、県営中山間総合整備事業は、事業費が確定したことによる県営事業負担金1,820万2,000円の減額。

71ページをお願いします。上段の県営基幹農道整備事業は、国の補正予算により県の事業料が増加したことに伴う県営事業負担金1,666万7,000円の増額でございます。次に、下から3段目、多面的機能支払交付金事業434万円の減額、その下の農地利用集積促進事業170万円の減額、72ページを開いていただきまして、上段の農業経営高度化支援事業580万円の減額は、いずれも事業料の確定に伴う不用額を減額するものでございます。

中段からは、2項林業費です。

2目林業振興費の最下段、林地台帳整備事業133万1,000円の減額は、入札差金等の不用額の減額。

73ページをお願いします。上から3段目、森林整備地域活動支援交付金事業494万5,000円の減額、その下の地域材需要促進事業190万円の減額は、補助金の交付実績により不用額を減額するものでございます。最下段、森を育て活かす基金費は、森林整備、木材利用促進等の財源に充てるため森林環境譲与税の一部を積み立てるものでございますが、本年度の交付対象事業費が確定しましたので、財源として充当し切れなかった133万4,000円を積み立てるものでございます。

74ページをお願いします。

中段の3目治山林道費、集落環境保全整備事業159万4,000円の減額、その下の公共林道改良事業249万3,000円につきましても事業費の確定によるものでございます。

中段からは、7款商工費です。

75ページをお願いします。

1項商工費、2目商工業振興費、上から2段目小口融資事業は3,480万円の減額。その2つ下の経営安定資金融資事業660万円の減額は、本年度の実績見込みによるもので、小口融資事業は保証料補給金及び預託金を、経営安定資金融資事業は預託金を減額いたします。その下、企業立地促進支援事業164万円の減額は、実績見込みによる事業所等設置補助金の減額など。

76ページをお願いします。上から2段目の創業支援事業につきましても実績見込みにより200万円を減額するものでございます。

中段からは、2項観光費です。

78ページをお願いします。

中段の３目観光施設費、観光施設管理費臨時350万円の減額は、飛騨金山の森施設解体工事の入札差金等不用額の減額でございます。

続いて、８款土木費です。

79ページをお願いします。

上から２段目で、１項土木管理費、１目土木総務費の地籍調査費166万1,000円の増額は、国の追加補正に伴い、事業を前倒しして実施するもの。その下、調査用地関係諸経費388万1,000円の減額は、未登記路線登記事務事業料の減に伴い、不用額を減額するものでございます。

80ページをお願いします。

上段の２項道路橋梁費、１目道路橋梁総務費、道路台帳整備費407万4,000円の減額は、道路台帳修正業務の入札差金等不用額の減額。

中段の３目道路新設改良費、県道改良事業等負担金負担事業452万1,000円の減額は、県土木事務所が施工する県単の道路改良建設事業費が発生したことに伴い、市の負担金を減額するもの。その下、道路新設改良諸経費臨時は、三ツ石橋撤去設計業務委託料の確定に伴い、不用額150万円を減額するものでございます。

次の８目社会資本整備総合交付金事業費、社会資本整備総合交付金事業は1,476万8,000円の増額でございます。この事業で実施しているジャリゾレ線道路新設工事につきまして、工事に必要な盛土材について、他工事からの処分土砂を使用する計画で運搬費用を見込んでおりませんでした。土砂の発生時期等の調整により直接搬入することが困難となり、仮置場を介した運搬が必要になったことから、盛土材の運搬に必要な費用を増額補正するものでございます。また、大島１号線橋梁仮設工事につきましては、入札差金等による不用額を減額補正いたします。

続いて、９目防災・安全交付金事業費で、81ページを見ていただきますと、上段の防災・安全交付金橋梁事業249万5,000円の減額。その下の防災・安全交付金交通安全事業300万円の減額は、橋梁長寿命化設計や宮地１号線歩道拡幅の用地購入など、事業費の確定に伴う不用額を減額するものでございます。

中段からは、３項河川費でございます。

最下段の２目急傾斜地崩壊対策費、県営急傾斜地崩壊対策事業268万7,000円の増額は、県の補正予算により県の事業料が確定したことに伴う県営事業負担金の増額でございます。

82ページをお願いします。

中段で、４項都市計画費、１目都市計画総務費、都市計画区域マスタープラン策定事業138万6,000円の減額は、素案作成業務の入札差金等不用額を減額するものでございます。

83ページへ移っていただきまして、中段で４目地域再生計画事業費、都市再生整備事業は、（仮称）観光交流センターの測量設計業務委託料の不用額329万4,000円を減額し、森１号線修景整備の工事請負費324万4,000円を増額するものでございます。

84ページをお願いします。

５項住宅費、１目住宅管理費、上段の市営住宅管理費臨時158万9,000円は、三原住宅敷地内水

道管移設工事の不用額の減額など。

中段の２目住宅建設費、社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業は、公共施設アスベスト含有調査の委託料や住宅の耐震診断補助金、大規模建築物耐震改修補助金などの事業費が確定したことにより1,516万円の減額をするもの。その下の建築物等安全支援事業122万円の減額は、木造住宅耐震シェルター等設置補助金、木造住宅耐震リフォーム工事費補助金の交付実績により不用額を減額するものでございます。

85ページをお願いします。

９款消防費、１日常備消防費、中段の消防本部施設整備事業210万7,000円の減額は、空調設備の改修設計業務の不用額の減額。１つ飛んで、中消防署消防自動車等購入事業352万円の減額は、屈折はしご付消防ポンプ自動車購入費の確定によるものでございます。

最下段、２目非常備消防費、非常備消防諸経費185万2,000円の減額は、消防団員に対する費用弁償の不用額の減額など。

86ページをお願いします。上から２段目の消防団員等公務災害補償費は100万円の減額。最下段の簡易無線機設備整備事業619万9,000円の減額は、有事の際の消防団の通信手段として実施した簡易無線機設備の整備に係る不用額の減額などでございます。

87ページをお願いします。

中段の３目消防施設費、消防自動車等購入事業167万2,000円の減額は、消防ポンプ車１台、小型動力ポンプ積載車２台の購入費の確定に伴い、不用額を減額するもの。１つ飛んで、消防詰所整備事業は、金山町祖師野地区と戸部地区の統合に伴う消防詰所新築工事の確定に伴う不用額180万6,000円の減額。

最下段の４目災害対策費、災害対策諸経費臨時800万8,000円の減額は、88ページをお願いします。ライフライン保全対策事業や地域で支える自助による防災減災推進補助金の実績見込みによる不用額の減額などでございます。下段の災害対策基金は、１億円の増額でございます。昨年の３月定例会において、災害の予防、応急対策、復旧等の財源に充てることを目的に設置した災害対策基金への積立金でございます。

続いて、最下段の10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費で、89ページをお願いします。中段の教育ネットワーク管理費臨時323万6,000円の減額は、今年度予定していた教育ネットワークセキュリティポリシーの作成業務につきまして、文部科学省のガイドライン見直しに伴い、業務を実施しなかったことによるもの。１つ飛んで、育英資金基金費182万1,000円の増額は、規則の定めによる減免額の定額運用基金への繰出しでございます。

同ページ下段の２項小学校費、１目学校管理費、萩原小学校管理運営費から、91ページの下段になりますが、馬瀬小学校管理運営費までは、各学校の運営に係る経常経費でございますが、光熱水費などの実績により不用額を減額するものでございます。

続いて、91ページの下段からでございます。

下から２段目で、小学校長寿命化改良事業209万円の減額は、小学校の長寿命化計画策定業務

などの委託料確定による不用額の減額。その下の小学校屋外環境施設整備事業170万円の減額は、小坂小学校擁壁補強工事などの事業費確定によるものでございます。

92ページをお願いします。

上段の2目教育振興費、小学校教育振興諸経費570万円の減額。小学校で使用する情報教育機器のリース契約を締結したことによる不用額の減額。

同様の理由でございませけれども、94ページを御覧いただき、下から3段目、3項中学校費、2目教育振興費、中学校教育振興諸経費は490万円の減額でございませ。

少し飛んでいただきまして、97ページをお願いいたします。

中段の4項社会教育費、5目図書館費、図書館運営費臨時257万6,000円の減額は、図書館システムの更新に伴う不用額の減額。

最下段の中学校姉妹都市交流事業173万円の減額は、訪問団受入れ事業の完了に伴う不用額の減額などでございませ。

98ページをお願いします。

5項保健体育費でございませ。

中段の2目体育施設費、グラウンド等管理費臨時435万2,000円は、施工中のあさぎりスポーツ公園防球ネット設置工事において、地中に埋設されている送電線を移設する必要があることから不足する工事費を増額するもの。その下の体育施設維持補修費969万1,000円の増額は、上ヶ平サンビレッジの空調設備に不具合が生じており、早急に修繕工事を行わなければならないため、必要な工事費を増額するものでございませ。

1つ下、3目学校給食費、子育て応援給食費支援事業117万5,000円の減額。

99ページの上段で、北部学校給食センター管理運営費140万円の減額は、実績見込みや事業費確定に伴うものでございませ。

その下、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農地災害復旧費の過年市単農地災害復旧事業は841万1,000円の増額でございませ。平成30年7月豪雨により被災した農地のうち、河川に隣接する農地の畦畔のり面の復旧や地盤整形、耕土の敷ならしなどについては、河川管理者である県土木事務所や市建設部が実施する河川災害復旧工事の完了を待つて行うこととしていますが、ようやく河川の災害復旧工事の完了にめどが立ちましたので、今年の耕作に向けて農地の災害復旧を行うもので、原材料費等の不用額を減額の上、重機の借上料1,031万1,000円を計上いたしてございませ。

101ページをお願いいたします。

最下段、14款予備費につきましては、歳入歳出額の調整も含め1,029万4,000円を増額いたしまし。

続いて、人件費に移ります。

102ページをお開きください。

まずは特別職の給与費明細書です。

下段の比較欄を御覧ください。その他特別職の報酬1,198万円の減額は、中原診療所の再開が7月となり、診療日数も週3回と当初の予定より減少したことによる医師・看護師報酬1,167万9,000円の減が要因でございます。

103ページをお願いします。

一般職の給与費明細です。

上段(1)総括の比較欄、職員数2名の減は、中途退職による減でございます。

職員手当の比較欄2万2,000円の増の内訳は、下段の表のとおりでございます。

少し飛びますが、107ページをお願いします。

こちらは、9ページで説明をさせていただきました債務負担行為の調書でございます。

108ページをお開きください。

108ページは地方債に関する調書でございます。

表の一番右下が令和元年度末の見込額で、218億5,000万5,000円となる見込みでございます。

以上で、令和元年度下呂市一般会計補正予算（第9号）説明を終わります。

引き続き、109ページを御覧ください。

議第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和元年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,505万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,217万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年2月25日提出。

110ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず歳入の補正です。

主なものは、1款国民健康保険税は893万円の増額、6款県支出金、1項県負担金は373万1,000円、2項県補助金は190万円の増額です。

111ページへ移っていただきまして、歳出でございます。

7款諸支出金、2項繰出金は156万円の減額、8款予備費は1,598万2,000円の増額です。

詳細は事項別明細書で説明をいたします。

115ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の1款国民健康保険税、1目一般国民健康保険税969万円の増額は、歳入見込みによる増額です。

115ページの最下段、6款県支出金、1項県負担金、3目保険給付費等交付金373万1,000円の増額は、保険者努力支援分178万1,000円、116ページへ移っていただきまして、特別調整交付金

分195万円の増額でございます。

117ページからは歳出の補正ですが、118ページをお開きください。

上段の3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費金分は、補正額はなく、財源内訳の補正でございます。

120ページをお開きください。

中段の7款諸支出金、2項繰出金、1目直診勘定会計繰出金156万円の減額は、主に小坂診療所の特別会計への繰出金で、交付額の決定によるものでございます。

その下、8款予備費1,598万2,000円の増額は、歳入歳出額の調整でございます。

121ページは、給与費明細書でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。

ここからは、後期高齢者医療特別会計の補正です。

議第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,778万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和2年2月25日提出。

124ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正ですが、説明は事項別明細書にて行いますので、126ページをお開きください。

歳入の補正です。

上段の3款後期高齢者医療広域連合支出金、1項委託金、1目保健事業費委託金99万8,000円の増額は、事業費の確定によるものですが、下段の4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金165万9,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定によるものでございます。

127ページへ移っていただき、歳出の補正でございます。

上段の2款後期高齢者医療広域連合納付金165万9,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち保険基盤安定負担金額の確定によるものです。

下段の3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費99万8,000円の増額は、健診受診者の増加による委託料の増額です。

以上で、議第1号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、議第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）並びに議第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

説明の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第4号及び議第5号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

補正予算書の129ページをお開きください。

議第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和元年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ203万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億3,746万2,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年2月25日提出。

それでは、130ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款サービス収入は1,616万2,000円の減額、6款繰入金は1,385万7,000円の増額です。

下段の歳出につきましては、1款総務費は53万円の減額、2款サービス事業費は177万5,000円の減額でございます。

132ページをお開きください。

歳入補正の主な内容を説明させていただきます。

1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目施設介護サービス費収入1,180万6,000円の減額、2項自己負担金収入、1目自己負担金収入435万6,000円の減額は、小坂老健施設利用者の減によるものでございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,385万7,000円の増額は、小坂老健施設利用者の減により、介護報酬、利用料収入の減額となった分を一般会計より繰入れするものでございます。

133ページをお開きください。

歳出補正の主な内容を説明させていただきます。

133ページ下段、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費で94万7,000円の減額は、日々雇用職員の雇用減による賃金の減額が主なものでございます。

次に、134ページをお願いいたします。

134ページの下段、2款サービス事業費、3項居宅予防サービス計画事業費82万8,000円の減額は、ケアプラン作成業務委託件数の減額が主なものでございます。

135ページからは給与費明細書でございます。

引き続きまして、139ページをお開きください。

議第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）でございます。

令和元年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,678万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億8,282万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年2月25日提出。

次に、140ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、1款保険料は1,305万2,000円の減額、4款国庫支出金は8,522万3,000円の増額、5款支払基金交付金は9,755万9,000円の増額、6款県支出金は1,913万7,000円の増額、10款繰入金は203万1,000円の減額でございます。

次に、141ページをお願いいたします。

歳出は、1款総務費は389万円の減額、2款保険給付費は2,005万6,000円の増額、5款地域支援事業費は275万1,000円の減額、10款予備費は1億7,305万円の増額でございます。

事項別明細で御説明申し上げます。

145ページをお開きください。

まずは歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号保険者保険料1,305万2,000円の減額は、徴収見込みによるものでございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,569万1,000円の増額。

2項国庫補助金、1目調整交付金7,065万8,000円の増額。

146ページをお願いいたします。

中段で、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金9,802万8,000円の増額並びに6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,941万8,000円の増額は、いずれも内示額により増額補正するものでございます。

147ページをお願いいたします。

最下段、10款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は244万円の増額。

2目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金424万4,000円の減額は、一般会計から繰入れする額の確定によるものでございます。

150ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査費299万2,000円の減額は、認定調査件数の

減によるものでございます。

151ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費は2,125万2,000円の増額。

3 目地域密着型介護サービス給付費は1,440万円の減額。

5 目施設介護サービス給付費は354万7,000円の増額。

8 目居宅介護住宅改修費は154万2,000円の増額。

152ページをお願いいたします。

9 目居宅介護サービス計画給付費486万8,000円の増額。

少し飛びまして、156ページをお願いいたします。

中段、5 款地域支援事業費、4 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費151万6,000円の減額まで全て給付実績見込みによるものでございます。

157ページをお願いいたします。

下段、10 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 1 億7,305万円の増額は、歳入における内示額の増額補正に伴い、予備費を増額補正するものでございます。2 年度実績報告により精算が行われますので、繰入れ超過分については予備費での調整となります。

158ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第 6 号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の161ページをお願いいたします。

議第 6 号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）。

令和元年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,076万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,984万3,000円とするものでございます。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、第 2 条としまして、繰越明許費の追加は、第 2 表 繰越明許費補正によるものです。

次に、地方債の補正でございますが、第 3 条としまして、地方債の変更は、第 3 表 地方債補正によるものでございます。令和 2 年 2 月 25 日提出。

それでは、164ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

3款施設整備費、1項施設整備費、事業名、農業集落排水施設整備費、金額は355万7,000円でございます。繰越明許費の補正理由といたしまして、奥田洞処理費の宮田簡水今井谷水管橋設置工事でございますが、国土交通省の国道41号奥田洞歩道設置工事と同時進行で工事を施工しておりますが、国土交通省発注の工事の工期が令和元年12月27日から令和2年3月31日に変更になったため、市の工事完成がその後1か月を要することから繰越しをお願いするものでございます。次に、165ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的は、下水道整備事業、限度額4,170万円を3,920万円に補正するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

補正予算の説明につきましては、事項別明細書で説明したいと思いますので、169ページをお願いいたします。

歳入でございますが、主な内容につきまして説明をさせていただきます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金141万7,000円の増額は、下水道加入分担金の増額によるものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料726万9,000円の減額は、3月までの下水道使用料見込みによる減額でございます。

続きまして、171ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金344万2,000円の減額は、基準内の公債費分及び基準外の建設改良費分を減額するものでございます。

続きまして、172ページをお願いいたします。

9款市債、1項市債、1目下水道整備事業債250万円の減額は、上呂水処理センター長寿命化対策の下水道事業債分及び過疎債分の230万円の減額と公営企業会計適用債20万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

173ページをお願いいたします。

2款施設管理費、1項施設管理費、1目公共下水道施設管理費733万5,000円の減額は、主なものとして、幸田浄化センターの変圧器取替え509万1,000円の修繕料の減額でございますが、令和2年度に先送りし、取替え実施するためでございます。

174ページをお願いいたします。

2目特定環境保全公共下水道施設管理費2,736万1,000円の減額は、主なものといたしまして、修繕料の萩原水処理センターのリン鉱石交換2,577万6,000円の減額で、オゾン装置が故障し、急速処理方式を変更したため、リン鉱石交換が不要となったためでございます。また、施設管理費委託料178万4,000円の減額は、施設管理会社との契約差金でございます。

3 目農業集落排水施設管理費322万8,000円の減額は、主なものとしまして、農業集落排水施設の汚泥運搬委託料200万円の減額で、汚泥発生量の減によるものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

3 款施設整備費、1 項施設整備費、3 目農業集落排水施設整備費339万8,000円の減額は、奥田洞処理の今井橋撤去に伴い、水管橋設置工事の事業費確定に伴うものでございます。

5 目防災・安全交付金事業247万円の減額は、上呂水処理センター長寿命化工事の事業費確定に伴うものでございます。

次に、176ページをお願いいたします。

6 款予備費、1 項予備費、1 目予備費3,612万円の増額は、今回の財源補正によるものでございます。

次に、177ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございます。

下水道整備事業債で、表の右下の合計を御覧いただきたいと思います。112億7,331万5,000円が令和元年度末の残高見込みの金額でございます。

以上で、議第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第7号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、補正予算書の179ページをお開きください。

議第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和元年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,563万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億7,614万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和2年2月25日提出。

それでは、180ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容は、1 款診療収入3,536万5,000円の減額、7 款繰入金1,971万3,000円の増額でございます。

181ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費354万9,000円の減額、2 款医業費1,210万3,000円の減額でございます。

事項別明細で御説明申し上げますので、184ページをお開きください。

歳入、1 款診療収入、1 項医業収益、1 目入院収益407万2,000円の減額、2 目外来収益1,544万1,000円の減額、3 目その他医業収益345万8,000円の減額は、小坂診療所の入院稼働率の減少、外来患者数の減少並びに予防接種事業等受診者数の減によるものでございます。

2 項介護収益、1 目療養収益1,239万4,000円の減額は、療養病床稼働率の減によるものでございます。

185ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金1,971万3,000円の増額は、医業収益、療養収益減に伴う一般会計からの繰入れをするものでございます。

186ページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費、1 項総務費、1 目一般管理費354万9,000円の減額は、小坂診療所の光熱水費等不用額の減額。

187ページをお願いいたします。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医業費1,210万3,000円の減額は、医薬材料費等不用額の減額をするものでございます。

189ページからは給与費明細でございます。

以上、令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第8号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（小畑一郎君）

それでは、補正予算書の193ページをお開きください。

議第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和元年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも649万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。令和2年2月25日提出。

次の194ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段の歳入でございます。

1 款財産収入、1 項財産運用収入8,000円は、電柱敷地料の新規分に伴う増額でございます。

続いて、下段の歳出でございます。

歳出補正につきましては、事業費の確定、歳出見込額の精査等による増減と、それに伴う4 款予備費の調整でございます。

195ページからは、今ほど申し上げました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。
以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（各務吉則君）

次に、議第9号について詳細説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、補正予算書の199ページをお願いいたします。
議第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）。
令和元年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,196万4,000円とするものです。
歳入歳出予算の補正の額につきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和2年2月25日提出。
それでは、事項別明細書で御説明を申し上げますので、202ページをお願いいたします。
まず歳入予算です。
食数の確定と見込みにより、各センターの給食費の負担の現年度分を735万円減額するものです。
次に203ページへ参りまして、歳出において、同額を賄材料費から減額するものです。
以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（各務吉則君）

次に、議第10号について詳細説明を求めます。
生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、補正予算書の205ページをお願いいたします。
議第10号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。
第1条、令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
第2条、令和元年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものとございます。
収入でございますが、第1款水道事業収益は3,141万9,000円を減額し8億9,357万6,000円とするものです。
次に、支出でございますが、第1款水道事業費用は1,561万9,000円を減額し11億6,410万9,000円とするものとございます。
第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,194万円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億4,881万6,000円及び消費税資本的収支調整額1,312万4,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足

する額 2 億 3,087 万 7,000 円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金 2 億 1,940 万 8,000 円及び消費税資本的収支調整額 1,146 万 9,000 円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

206 ページをお願いいたします。

収入でございますが、第 1 款資本的収入は 2,593 万 6,000 円を増額し 2 億 2,634 万 3,000 円とするものです。

次に、支出でございますが、第 1 款資本的支出は 1,782 万 7,000 円を減額し 4 億 5,722 万円とするものです。

第 4 条、予算第 4 条の 2 本文中「地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務はそれぞれ 4 億 4,387 万 7,000 円及び 1 億 1,600 万円と定める。」を「地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務はそれぞれ 4,630 万円及び 6,571 万 5,000 円と定める。」に改めるものでございます。

第 5 条、予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を 100 万円減額いたしまして 6,918 万 5,000 円とし、報酬を 7 万 2,000 円減額し 14 万 4,000 円とするものでございます。令和 2 年 2 月 25 日提出。

216 ページをお願いいたします。

下呂市水道事業会計補正予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。主な補正について説明をさせていただきます。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 3,123 万 3,000 円の減額は、3 月までの水道使用料見込みによる減額でございます。

217 ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費で 184 万円の減額は、主な内容としまして、ろ過委託料で膜ろ過薬品洗浄業務 181 万 5,000 円の減、事業費確定に伴うその他委託料 60 万円の減、負担金といたしまして宮田水源利用負担金 71 万 5,000 円の増でございます。

2 目配水及び給水費 731 万 1,000 円の減額は、備用品費の 60 万円の減及び委託料 479 万円の減額は、主な内容といたしまして、漏水調査で 129 万円の減、事業費確定に伴うその他委託料 350 万円の減でございます。また、修繕料の 149 万 6,000 円の減は、漏水修繕 1 か所分の減額が主なものでございます。

218 ページをお願いいたします。

3 目総係費 270 万 9,000 円の減額は、主に職員手当の減でございます。

2 項営業外費用、2 目消費税 360 万 3,000 円の減額は、消費税納税予定額の減によるものでございます。

それでは、219 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債1,880万円の増額は、小坂簡水の落合浄水場整備の起債及び地方公営企業法適用債の増によるものでございます。

2 項負担金、1 目負担金146万円の増額は、幸田地内配水管支障移転補償負担金の100万5,000円の減及び宮田簡水・小坂簡水の水道施設移転補償金282万1,000円の増が主な内容でございます。

5 項分担金、1 目分担金567万6,000円の増額は、簡易水道の加入分担金の増でございます。

220ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目改良費1,642万3,000円の減額は、主に事業費確定に伴う配水管改良工事及び簡易水道施設整備工事642万7,000円の減、委託料で入札差金及び事業費確定に伴う990万6,000円の減によるものでございます。

次に、221ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございます。

上水道事業債及び簡易水道事業債で、表の右の合計を御覧いただきたいと思います。上水道事業債 8 億3,104万5,000円、簡易水道事業債31億8,597万4,000円が、令和元年度末の残高見込みの金額でございます。

209ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議第10号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第11号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書223ページをお開きください。

議第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち第1項の営業費用について、職員手当等の確定により3万3,000円を減額補正し、補正後の額を2億5,110万3,000円とするものでございます。

第3条は、予算第5条に定めた職員給与費を計上しております。(1)職員給与費3万3,000円を減額補正し2,975万5,000円とするものでございます。令和2年2月25日提出。

次ページから230ページまでは、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表などがございますので、お目通しく下さい。

次に、231ページをお願いします。

予算実施計画明細書で補正額の御説明をいたします。

実施計画明細書、支出の部の上から3段目でございます。

一般管理費の補正額3万3,000円の減額でございますが、これはその下、職員手当2万7,000円の減額で、内訳が勤勉手当3万2,000円の減額、児童手当5,000円の増額と、その下、法定福利費の共済費、共済経理負担金6,000円の減額によるものでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第12号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（吉田 修君）

それでは、補正予算書233ページをお願いいたします。

議第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）について説明をさせていただきます。

第1条、令和元年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的支出の補正で、第1款病院事業費用のうち第1項医業費用を816万2,000円減額し14億5,366万5,000円に、第2項医業外費用を59万8,000円増額し2,865万3,000円にするものでございます。

第3条は、資本的収支の補正でございます。

なお、予算第4条にあります、資本的収入額が資本的支出額に対し不足し、損益勘定留保資金で補填する額を5,422万円に改めます。

収入では、第1款資本的収入のうち第3項繰入金を3万2,000円、第5項寄附金を27万円の追加、支出におきましては、第1款資本的支出のうち第1項建設改良費を185万7,000円減額し8,130万6,000円にするものでございます。

234ページをお願いいたします。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を改めるもので、職員給与費を848万1,000円減額し8億2,223万5,000円とするものでございます。

第5条は、たな卸資産の購入限度額を1億1,915万5,000円に改めるものでございます。令和2年2月25日提出。

次に、235ページの補正予算実施計画を御覧ください。

まず収益的支出でございますが、第1項医業費用のうち給与費は、職員給与、臨時職員賃金、手当等の不用見込み分など848万1,000円の減額。材料費は、注射薬品ですとか手術用材料費の増加によりまして794万6,000円の増額。経費では、主に賃借料、委託費での不用額392万4,000円の減額。資産減耗費は、CT装置の更新見送りに伴いまして374万5,000円の減額などでございます。

また、第2項医業外費用は、消費税額の調整でございます。

236ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入におきましては、他会計繰入金及び寄附金の増額。支出は、入札差金などの不用額185万7,000円の減額でございます。

237ページ以降には、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

生活部長から発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

先ほど説明しました議第10号、下呂市水道事業会計の補正予算の中で誤って説明しましたので、おわびして訂正したいと思います。議案書の220ページの資本的支出の1項建設改良費、1目改良費の委託料ですが、990万6,000円と説明したと思いますが、999万6,000円の間違いですので、おわびして訂正します。よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

48ページ、そして55ページの2点についてお伺いいたします。

最初に48ページのプレミアム付商品券事業の関係でお聞きしたいと思います。

先ほど説明を頂いた上で、住民税非課税世帯、子育て世帯に対して、全体の41%の購入率というようなことで報告がありました。1億703万円マイナスというようなことになっておりますが、以前もこのプレミアム付商品券の発行に対して、2回取りまとめたような経過もありました。やっぱり以前はある程度の地元でそういった購入先があったわけですが、今は商工会が中心で、非常に一部の店舗しかそういった券を買うことができないというようなことで、特に非課税やら子育て世帯というようなことで、その辺について、この結果を踏まえて本当にこのプレミアム付商品券の取扱制度について、本当にせっきやくのものでありますので、発行の時期、特に子育て

て世帯でいきますと、例えば中学校へ上がる場合は大体2月頃に制服等を注文して3月に支払いというように多分なと思うんですけども、そういった時期に合わせればもう少しいいんでないかなと思うんですけど、その辺の原因についてどう考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

それと、55ページの保育所公設民営化事業の中で、指定管理料922万4,000円の減額になっております。以前、委員会等でもありましたけれども、市のこども園、そして指定管理を受けてみるこども園、その中で働いてみえる職員の給与の格差、そういったものが非常にこの指定管理料の922万4,000円という減額につながっているんじゃないかなと思うんですけども、その辺について、やはり同じ子供さんを一生懸命教育してみえる立場の中で、その給与水準について本当に適正なのかなと、この922万をそういった一生懸命やっていた職員の方に還付してもいいんじゃないかなと僕は思うんですけど、その辺について、または今後、この指定管理料の予算設定の中で、保育士さん等の給与の平等性について、どう考えてみえるのかお伺いします。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

初めのプレミアム付商品券の件についてお答えをしたいと思います。

今回の事業につきましては、国の事業ということで進めてきております。大まかにいいますと、国が定めましたそれぞれの期日に合わせて、市もそれに合わせてやってまいりました。

それから、呼びかけにつきましては、子育て中については何ら問題ないんですが、それ以外の所得の関係するところについては、下呂市は2度周知をさせていただいておるということで、できるだけ多くの方に利用を頂くということで心がけてまいりました。

時期等については、今ほど議員おっしゃいましたところはあるんですが、結果的にこの時期じゃないとこういう形に進められなかったということもございます。ということで御理解を頂きたいと思います。

それから、少なかった理由でございますが、当初7,091という数字を上げさせていただきました。これは、要は所得要件等がある中で、市のほうといたしましても正確な数字が非常につかみにくい状況でございました。そういう中で、前回の同じようなケースを例に取って人数調整をさせていただいたということで、あくまで要はマックス状態の人数を上げさせていただきました。そういう中で、実際に所得の関係で該当する方ということで御申請を頂いたのが子供さんを持つ世帯合わせまして、今回の2,937世帯ということでございますので、内容等について全て分析はできておりませんが、結果的に該当する方がこの程度であったのかということはあるのかなあというふうに思います。

ただ、全ての方が申請をされたかどうかということについては、しっかり確認をしておりませんし、なかなか調査が難しいところでございますので、その点については御理解を頂きたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

先ほどの公設民営の減額についてでございますが、例年指定管理の精算ということで行っているんですが、それとは別に、年度協定における差額について今回減額ということでございます。

先ほど議員の御指摘の職員の給与の格差等についてなんですけれども、以前も一般質問で頂きました、例えば指定管理料を精算して返すとかということではなくというようなことも含めて、今、NPOさんともいろいろと話し合いをしております。給料表が市のほうは行政職給料表1表とこのを使っておりまして、NPOさんのほうは福祉職給料表に準じたものを作っておるんですけれども、この給料表の差というのが初任給ですと福祉職給料表のほうが高いんですけれども、どうしても階級が、市ですと7級まであるので年齢とともに上がっていくんですけれども、福祉職給料表のほうは、基本的に4級なりというふうな想定をしておりますので、ある程度の年齢からいくとどうしても下がっていってしまう、開いていくということがあります。

これにつきましては、NPOさんと話をしているんですけれども、正職員の部分については、おおむね近づいてきているというようなところなんですけれども、例えば支援の要るお子さんですとか、未満児さんの担任でない部分でつく、いわゆる臨時の保育士さんについては、非常に身分が不安定ということで、そこがやっぱりなかなか確保ができないので、そういうことについても市として検討してほしいということで、今後、いろいろな国のほうで出ている施策で、また新しい保育園の経営の仕方ということも出ておりますので、そういうことも含めてしっかりとNPOさんと情報交換をしながら、一方的にこちらからこれをお願いしますということではなくて、下呂市の大事な子供たちをしっかりと見ていただけるような体制を一緒に築いていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

最初に48ページのプレミアム付商品券の関係で答弁いただきましたけれども、せっかくこういった国の事業で、下呂市としての持ち出し自体は少ないわけなんですけれども、せっかくこういった事業をやるに当たって41%しか費用対効果がないという実績、そこには何かの原因があると思いますので、令和2年度についてはその辺も精査していただいて、やっぱりこの事業をやってよかったなと、そういった結果が出るようにぜひ努力をしていただきたいと思いますし、もし今年度やられた結果、その分析が分かればいつでもいいですので、また教えていただければありがたいと思います。

それと、55ページの今の指定管理料の関係なんですけれども、部長も言われました、いろんな条件はあると思いますけれども、一度この指定管理料を設定する段階で、市の職員、また指定管

理を受けてみえる保育士さんの給与、やっぱりそれはある程度同じような条件でないと、今子供は少ない、保育士さんも不足しておるというような状況で、市内で取り合いになったり、給与の条件、勤務条件もいろいろありますのであれですが、指定管理をやられている、みなみもかなやまもきたこども園もそうなんですけれども、本当に地域を巻き込んだような形の中で頑張ってみえます。そういったところへもやはり給料だけでなしに、市としても子育ての支援の一環としてやっぱり目を向けてやるべきでないかなと思いますので、ぜひこの指定管理料についても、しっかりと市の公設のこども園の職員さんで見合うような給与水準まで持っていただければ全体的にもよくなるんじゃないかなと思いますので、その辺についてだけちょっとお願いします。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

急激に歩調を合わせるということはなかなか難しいんですけども、先週もNPOさんと話し合いを行いましたけれども、やはり常に指定管理者の団体と情報交換をして、一体何を今求められているのかということをしっかり把握するということが大事だと思いますので、当然指定管理料も併せてどこへ向かっていくかということもしっかりと考えを共通にしながらやっていきたいと思っています。

〔挙手する者あり〕

○議長（各務吉則君）

4番 今井政良君。

○4番（今井政良君）

ぜひそういった形の中で、NPOさんも含めた形の中で日頃の状況とかを見詰めて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（各務吉則君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

ちょっと二、三お聞きします。

まず、61ページの中原診療所の件ですが、2,200万という大きな減額補正なんですけど、もともと当初予定では6,000万ほど組んでいて、大体これは開業が当初の予定よりかは少なかったということだろうと思いますが、今現状、先生も体調が万全でない中、本当に一生懸命やっていたということとは承知しているんですが、中原、そして上原の今後についてどういうふうに考えていくのか。特に中原、上原は高齢者率が高い地域だというふうに思っておりますので、やはり開業医も近くにございませんし、どうしても都市部のほうの開業医のほうへやはり車を使つての通院になると思いますので、今後のその辺の考え方をちょっとお聞きします。

それと98ページのスポーツ施設の関係ですが、まずあさぎりの防球ネットなんですけど、一応野

球場からテニスコートのほうへ球が飛んでいかないと、またはあそこも通路がございますので、そういった一般の方にもけがのないということでやられるわけですが、送電線が障害になっておるといってございますが、これはどういう送電線なのか、ナイター設備の送電線なのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

それと、上ヶ平の空調の関係ということで、今回大きな予算をつけていただいたんですが、早速対応していただいたということで大変ありがたく思うんですが、もっと詳細にちょっとこの辺の説明をしていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

中原診療所につきましては、今議員御指摘のように、再開が7月1日からということで期間が短くなりました。また開設の日数も月・水・金の午前中ということで、大体今平均して1日に10名ぐらいというような状況でございます。先生の体調を見ながらということですが、なかなか時間的に延ばしていくのが難しいのかなということは思っています。

それから、上原診療所につきましては、先生が上原にお住まいということで、当然、地元区としても先生にぜひともやってほしいということですが、やはり先生の体調がまだ完全には戻っておりませんので、地元としては先生の体調が戻れば再開してほしいというような御希望があるんですけれども、今のところ中原診療所の月・水・金の午前中のみということとございます。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

まず、あさぎりのグラウンドの防球ネットですが、今回、柱を立てるということで試掘をしましたところ、バックネットのほうのライト用に行っておる電源がどうしても支障になってしまうということでの工事ということとございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、上ヶ平の件ですが、基本的にはフィットネスのお部屋のところの空調、それから事務所に入った2階のところに部屋がありますが、そちらのほうの空調を今回急遽でございますが、夏までの間に修繕をしたいということで予算を計上させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（各務吉則君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

内容については分かりました。

まず、中原診療所の件ですが、先生は本当に地域医療に一生懸命にやっていただいていることは十分分かりますが、これからの一層の高齢化社会を迎える中で、やはり地域における

医療の拠点というのは非常に大事だと思いますので、今後も先生とも十分話し合っていていただきながら安定した地域医療に携わっていただけるような確保といいますか、お願いしたいと思いますので、お願いします。

それと上ヶ平の件ですが、空調関係、前からちょっと悪いということは当然聞いているんですが、あと温水プールのほうの関係が、非常に、今は問題ないというふうなんですが、ボイラー自体が相当老朽化しているというようなことで、施設利用者の方は大変不安に思ってみえるというのが現状です。その辺の考え方はどういうふうにするのか、特に今市長も健康というものを一つの主眼にしてやっていただいておりますので、ソフト面では減塩の推進とかやってみえますが、やっぱりこういったハードの面、施設、やはり今の健康寿命を延ばすとか、それから疾病の予防対策とか大変大事なことだと思いますので、金もかかると思いますが、やはり今後のそういう老朽化対策というか、そういうこをも含めた形での健康というものも考えていっていただきたいと思います。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

御質問いただきました上ヶ平でございますけれども、プールのボイラー等の話も聞こえてきております。今後、市としては公の施設の見直し方針によって民間の方をお願いする形を取っていかざるを得んわけですが、そういった場合にどこまでどういった形で補修をしていくかということは関係の方としっかり協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

プールのボイラーにつきましては、今、故障といいますか、ちょっと調子が悪いということでございますので、こちらについては急遽予備費の対応ということで今修繕を行っております。入替えということはなかなかできませんので、修繕ということで今対応をしておるところでございます。以上です。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

歳入のほうでお尋ねをいたしますので、お願いします。

ページは歳入の3ページのところを開いてください。

ここで、第10款になりますか、地方特例交付金という項目が10款には本当はあるはずなんですが、ここでちょっと欠けてしまっているの、その関係でお尋ねします。この10款の地方特例交

付金というのは、子ども・子育て支援臨時交付金の部分が上がってくるはずなんですけれども、9月の補正のときに、子ども・子育て臨時交付金というのは約4,600万ほど、これは全く暫定的だという形で9月の補正で上がりました。

これだけでは少な過ぎるんじゃないかということで、12月に私は一般質問で国からの交付金は結構たくさん来るのでこんだけばかりではないということで、差額というんですか、浮きがどのくらいになるのかというお尋ねをしましたところ、担当部署のほうで試算をしていただいた金額が4,100万ほどでした。この4,100万ほどは、本当は9月に一度に上がるはずだったんですけれどもこれを上げずに、12月に浮いてくる分がこれくらいあるという試算が出ているのにもかかわらず、3月でじゃあ補正で出るのかなと思ったらここで出てきていないんですが、まずその理由を教えてください。当然、令和元年の部分での特例交付金になるので、ここで上がってこなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

12月の一般質問のときに、試算ということで市のほうで算定した金額があとこれだけほどあるはずですよということで答弁させていただいたんですけれども、現状として今はまだ国のほうから追加の内示等も出ておりませんので、予算として根拠のない数字を上げるわけにはいかないということで、今回3月補正には数字は上がっておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（各務吉則君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

今、根拠のない数字は出せないというふうにおっしゃいましたけれども、じゃあ12月の答弁であった差額に当たる4,116万、あれは根拠があって示されたと思います。

9月の補正のときに、このときは4,660万ほど、これも確定の数字じゃなくて暫定的な数字ということで4,600万出してみえますね。まだこんだけばかりじゃないということで、暫定というか根拠というのかじゃなくても4,000万ものお金が来るはずなんです。ここでやっぱりその金額をきちっと上げておかない理由に、根拠がないから、明示されていないからというのは通らないんじゃないかなと思います。9月のときも根拠がないのに出されたので、そういう点ではちょっと今のことでは納得ができません。

それで、ここの部分で、あと浮いてくるはずの4,100万ほどの部分ですけれども、これからこれは国が出すというふうに約束している部分ですので、これの市のほうの会計処理はどういう形になりますか。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

ただいまの質問ですけれども、今回、補正に上げておらない理由につきましては、確定がしていないということはもちろんでございます。今、国・県とのやり取りの中で、基礎数値のやり取りをしております。この基礎数値がしっかり確定して金額が幾らというふうにまだ判明をしております。通知によりますと3月の第3週目以降にしか交付決定が出せないというような連絡を頂いております。そういったことで今回3月の補正には載せておりません。

ただし、歳入予算につきましては、予算がなくても歳入を受け得ることができます。当然9月に補正をいたしました地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金というところでの歳入をしっかり受けて、これでもって管理をしていくということで、一般財源でございますので、これをそのまま次へ使うとかということにはならないかと思っておりますけれども、ここでしっかり管理はされるということで認識をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（各務吉則君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

これは子ども・子育て支援臨時交付金ということで、消費税増税と併せて子育て世代を応援するというところで今年半年分として明確に出されている部分です。令和2年度からは、これが一般財源化というのか交付税の中に全部入ってしまうので、金額が分からなくなってしまうんですね。ですから、ここをしっかりと私たちにも分かるような形でぜひ明示していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

2点質問します。

先ほども質問あったんですが、48ページのプレミアム付商品券についてです。大体は先ほど説明されて住民税非課税の人の対象の実数がこういう結果になったという説明でしたけど、そこら辺の、7,000人ぐらい読んでおって実際には4,000人ちょっとということだったんですけど、この商品券の発行された目的は、消費税を10%に上げて生活が大変だから応援するんだという国の制度ですよ、消費を助けるという意味の。だからそういう意味で機能したのかどうか。実際に数字はまだ完全につかまえていないと言われましたよね、さっき。だからそういう点で国がこれだけの金を使ってやったことが実際どうだったのかという分析も必要だと思うんですが、よその自治体ではどうなんですか、こういう数字的な結果は。そこら辺が分かれば。今、分からなければ

また教えてください。これが1点目の質問です。

それから2点目の質問ですが、60ページ、62ページ辺りで、例えば予防接種事業、それから62ページの妊婦健診の助成費、こここのところの見込みよりも少なかったという部分が出てくるんですが、これは例年このぐらいの見込み減が出てきているんですかね。非常に重要な下呂市としてはポイントのある事業だと思うんですが、この見込みより少なかったという説明が続いていることについて解説をお願いします。

そして、特別会計もよかったですね。全部よかったですね。

○議長（各務吉則君）

はい。

○12番（中島新吾君）

184ページ、132ページで、小坂診療所、小坂老健について質問します。

ここで患者利用者が減っているということでマイナス予算になっていますが、今の現状の中でどういう結果なのか、どういう分析をされているのか、それをお聞かせください。

そして、157ページの介護保険事業費の中の予備費が1億7,300万円、また大きな予備費が組まれたと結果なっています。私たちが主張しておるように介護サービスを受けられない現実があるわけですね、お年寄りの皆さん。それが基金に積まれていくという悪い循環に今はまっちゃっているわけですが、その点でこの予備費の1億7,300万というのはそういう意味なのか、ちょっとこの性格を説明してください。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

初めのプレミアム付商品券の件でございます。議員おっしゃいますように他の自治体の状況についてはちょっと詳しくまだ調べておりませんし、現在の期限が3月31日まで一応使用できるということになってございますので、この件については多分他の自治体においても同じような現象が起きておる可能性もございます。ですので、総合的な、全国的にも3月31日の結果をもって多分いろんな分析に入りますと思いますので、そういうところを含めまして下呂市の状況もまたそれに併せて分析をしながら改めてどこかのタイミングで報告はさせていただきたいと思います。決算になるやもしれませんが、よろしく願いをしたいと思います。

プレミアム付商品券については以上でございます。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

まず、60ページの予防接種の関係なんですけれども、先ほどの総務部長からの説明がありましたように、大きい数字が減ったというのは大人の風疹の関係なんですけれども、大人の風疹につきましては、当初予算のほうでは抗体検査の50歳前後の方が1,400人ほどいらっちゃって、その

うち予防接種が必要な方が160人程度というふうに予算では見ておりましたけれども、実際に検査を受けられた方は470人ということで、そのうち抗体がなくて再接種になった方が92名ということです。なかなか取り組んでいただけなかったということで、これにつきましては、今年度対象であった方についても4月以降に再度検査をしていただくような御案内をするような予定にしております。

それから62ページの妊婦健診のほうですけれども、予算のほうでは一応164名というようなことで見ておったんですけれども、見込みでは132名ということで、ちょっと残念な結果なんですけれども減っているというような状況でございます。

それから、小坂診療所につきましては、1つ今年は非常に暖かかったということもあって、インフルエンザの予防接種もそうですし、インフルエンザの治療というのが非常に少なかったということと、例年、小坂の老健につきましては、寒い期間に自宅が寒いのでということで老健を非常に利用されることが多いんですけれども、今年はそのことも少なかったということで、ちょっと稼働率も下がっているというようなことが要因かなということです。

ただ、本当に若い先生方が一生懸命頑張ってくださいいておりますので、非常に助かっているというような状況でございます。

あと介護保険の予備費の件につきましては、国のほうに当初にこれだけ要りますよということで介護保険の給付の、例えば施設系ですと15%とか在宅系ですと20%というような割合で国とか県にそれぞれそういう申請をするんですけれども、これについて内示が当初の金額のまま来ましたので、非常に膨らんでいるような状況になっているんですが、昨年につきましても9,700万ほどの償還をしておりますし、その前の年も1億5,000万ほどの償還ということで、1億7,000万ほど予備費に積むことにはなっているんですけれども、決してサービスの提供が少なく余ったということではなくて、過剰に交付を受けたものを翌年度精算するために予備費のほうで調整するということでございます。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第1号から議第12号までの12件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本12件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第1号 令和元年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議第2号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号 令和元年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

議第4号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号 令和元年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号 令和元年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号 令和元年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号 令和元年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号 令和元年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号 令和元年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号 令和元年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号 令和元年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

◎市長施政方針説明

○議長（各務吉則君）

日程第22、市長施政方針説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

本日、令和2年第1回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、上程いたしました令和2年度予算をはじめ、諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、令和2年度に向けた所信の一端及び施策の概要を申し述べさせていただきます。

私は就任以来、市民の皆様に幸福感を実感していただけるよう下呂市の最上位計画である第二次総合計画を着実に進めてまいりました。その中でも、健康をキーワードとした各種施策に取り組んでまいりました。市民一人一人が「食べることは生きること」の考えの下、減塩による健康寿命の延伸に取り組みました。それは、子供の頃から減塩を意識した食生活に関心を持てるような取組として関係各位の御協力を得、実施してまいりました。そうした取組が評価され、「第8回健康寿命をのばそう！アワード」で厚生労働大臣最優秀賞を受賞いたしました。今後は、さら

に市民一人一人の健康に力を入れ、「健康立市・下呂」の構築を加速する所存でございます。

子育て応援におきましては、中学生の給食費半額支援を実施しております。また、岐阜県教職員2名を割愛採用にて社会教育主事として市長部局へ配置し、家庭教育の強化を図り、子育ての充実を推進してまいりました。結果、様々な活動が評価され、こちらも令和元年度の家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

ハード面では、災害に強いまちづくりを強力に推進する中、国道41号屏風岩改良及び門原防災の事業化、岐阜県内の国道41号雨量規制区間6区間の解消に向けた防災、安全対策の事業の推進、一般国道257号馬瀬川上工区及び馬瀬黒石工区の事業推進を強く働きかけるなど、下呂市の道路インフラ整備のための事業着手や事業推進を目指しているところであります。特に下呂市を東西南北に走る幹線道路であります国道41号の安全確保、濃飛横断自動車道の完成、これらと接続する県道・市道整備は防災・経済の発展など、持続可能な下呂市づくりに必要不可欠なものでございます。

また、念願であった新クリーンセンターの建設に続き、令和3年度の完成を目指して新最終処分場整備にも着手し、環境整備を推し進めています。

懸案でありました老朽化した学校給食センターの整備については、金山地域に南部学校給食センター、萩原地域に北部学校給食センターを整備し、より安全で安心な給食を下呂市の児童・生徒・特別支援学校生徒に提供しています。

人口減少は全国的にも大きな問題であり、下呂市にとっても大きな課題であります。ある程度の人口減少は想定内と捉え、今後、U・I・Jターンによる下呂市に戻る仕組みに力を入れていきたいと考えております。

引き続き基本理念としております「まちづくりは人づくり」と、4つの基本政策、「若い人や女性が輝き、高齢者の笑顔あふれるまち」「地域間の融和と伝統あるまち」「交流から生まれる活気あるまち」「防災力で安心して住めるまち」を柱に、今まで築いてまいりました国・県・関係団体との基盤を一層強固なものとして、積極的かつ確実に各種政策を全身全霊で力強く推し進めてまいります。

下呂市第二次総合計画も令和2年度から後期計画に入ります。また、平成27年度に策定した「下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、本年3月末に期限を迎えますが、昨年12月には国において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、SDGs、Society5.0といった新たな課題を見据えながら、地方創生の取組を継続する方針が示されました。

下呂市におきましても、こうした新たな動きを踏まえながら、総合計画の重点プロジェクトに位置づけている人口減少対策と地域づくりの仕組みの取組を着実に推進するため、第2期「下呂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、持続可能な下呂市づくりに向けた取組を積極的に進めてまいります。

昨年は、一昨年のような大きな災害に見舞われることはありませんでしたが、想定を超える強力な台風の襲来や豪雨による災害が日本全国、世界各地で相次いで発生しております。この冬も

あまり雪も降らず気温の高い日が続くなど異常気象とも言える今日であります。こうした風水害をはじめ直下型地震や火山噴火など、下呂市には一たび発生すれば市民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼすことが懸念される災害リスクが存在しています。こうした災害リスクを常に念頭に置き、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につなげることができる強靱なまちづくりを進めるため、令和2年度には下呂市国土強靱化地域計画（仮称）を策定し、ハード・ソフトの両面から事前防災対策の強化を図ります。

今年は、7月から東京オリンピック・パラリンピックが開催され、4月5日には下呂市で聖火リレーが行われます。下呂市は、ホストタウンとしての役割を担い、平和の祭典を盛り上げていきます。また、10月には全国健康福祉祭岐阜大会（ねんりんピック岐阜2020）が開催をされ、下呂市では武術太極拳とオリエンテーリングの会場となっています。これらを好機として、今まで以上に下呂市を国内外に向け広くPRしてまいります。

金山地区4小学校の統合については、令和3年4月の統合に向け、保護者、地域の御協力を頂きながらスムーズなスタートが切れるようしっかり取り組んでまいります。

続いて、私の4つの基本政策を中心に重点的に取り組む各種事業について説明させていただきます。

健康づくりについては、引き続き「食生活」「運動」「健診」を重点に展開して健康寿命の延伸に取り組んでまいります。健康づくりは一朝一夕に進められるものではありません。さらに減塩への意識を高めていただき、市民の皆様一人一人が元気で長生きできる食生活改善の取組を実施いたします。

市民の健康を維持する上で重要となるのが運動習慣づくりです。運動を行うことで様々な生活習慣病のリスクを低下させることができます。楽しみながら運動する習慣を身につけるきっかけとして、平成30年度から実施している「まめで得々健康づくり推進事業」を継続いたします。そのほか誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康な生活を送れるよう地域スポーツの振興と総合型地域スポーツクラブを育成、支援するとともに、運動習慣づくりを目指して生涯スポーツの普及を進めてまいります。

健康診査については、若い世代から将来にわたって健康は自己管理という気持ちを育てるため、引き続き若者健診を実施いたします。中学校及び高校における保健指導や保健講話を通じて健診の意義をしっかりと周知し、早期の生活習慣の改善と生活習慣病の予防につなげます。また、病気の早期発見、早期治療につなげるため、受診勧奨や事後指導にも積極的に取り組みます。

児童福祉施策では、令和2年度が始期となる第2次下呂市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供の最善の利益の実現のため、個人、家庭、地域、社会、行政が一体となって相互に連携・役割分担しながら、子ども・子育て支援社会の構築を目指し各事業に取り組んでいきます。

令和2年度に取り組む主な事業として、近年の複雑化・多様化する子育て環境に直面している子育て家庭への支援策として、下呂市家庭総合支援拠点と下呂市子育て世代包括支援センターを新たに設置し、相互に連携し妊娠期から子育て期へと切れ目なく子供と保護者を支援する体制を

整えます。

また、未満児保育へのニーズの高まりや、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化制度導入により、幼児教育・保育を提供するための施設の充実が求められており、その対応策として児童福祉施設の改修事業や保育士確保へつなげる保育士の業務環境改善事業などを実施いたします。

令和元年度、子育て中のお母さんや妊婦さんを対象にしたUPカフェ、赤ちゃんカフェの活動は国から高く評価されましたが、令和2年度も家庭教育支援チームと連携し、家庭教育環境の支援を目的とした親学び講座、子供たち自身が命の大切さや人権意識を学ぶいのちのふれあい講座なども継続して実施します。

同じく令和元年度、地域の皆さんの協力を得て放課後に学校等を活用し、様々な体験活動や地域住民と交流する放課後子ども教室を上原小学校及び中原小学校でスタートできました。令和2年度も引き続き心豊かでたくましい子供を地域全体で育む仕組みづくりに取り組みます。

教育行政については、今の子供たちが大人になって社会で活躍する時代はSociety5.0と言われる今とは異なる社会が到来すると言われており、その時代を力強く生き抜く力を身につけさせる教育環境の整備が求められています。また、施設・設備の老朽化に対する対応や教職員の働き方改革などの対応も急務となっています。

このような状況を踏まえ、小学校の教科書が全面改訂される年でもあり、時代を見据えた教育環境の整備や老朽化に対する対応などを進めてまいります。

文化財行政については、保存・伝承、調査、活用を柱にした取組を継続してまいります。

住民の自己啓発や地域づくりなどに貢献し、生涯学習の核となる図書館の新たな整備については、広く市民の皆さんの御意見を伺いながら基本構想の策定を目指してまいります。

移住定住の促進については、引き続きU・I・Jターンに対して住宅経費を支援するとともに、新たに移住希望者向けに住まいと仕事のマッチングを推進し、情報発信や都市圏での相談会の開催により促進を図ります。令和2年度は、都会に暮らす若い人を対象に、一定の期間下呂市に滞在していただき、働きながら地域住民との交流や学びの場を提供して地域との関わりを深めてもらうふるさとワーキングホリデー事業を推進します。

結婚支援では、引き続き飛騨3市1村で共同運営しているリチェネットに事業委託しながら広域的な結婚情報のネットワーク活用と魅力あるイベントの開催を進めてまいります。結婚を支援する団体とはリチェネットの活動と連携しながら、結婚支援活動事業補助金を活用していただき地域力による結婚支援事業にも取り組んでまいります。

医療・福祉関係では、当市の高齢化率が40%を超える状況にあることも踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう体制を整備します。

医療関係では、医師招聘のための医療機関への助成や、医学生を対象とした地域医療セミナーを引き続き実施するとともに、10年後の下呂市の地域医療を守るために医療機関の連携強化を図ります。

介護関係では、引き続き介護人材の確保対策として介護関連資格の取得につながる研修会の開催や、トライアル雇用補助金の交付を継続するとともに、新たに介護現場の負担軽減と魅力ある職場づくりに資するため、省力化・機械化の補助金を創設し、在宅生活に必要なサービスを維持します。

介護予防関係では、介護予防意識の向上を図るため、高齢者に特化した体力測定により、地域の現状分析・地域課題を把握し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康寿命の延伸に取り組みます。

住まい及び自立した日常生活の支援では、引き続き福祉パスポート運営事業、移動販売支援事業など自立した日常生活支援を実施します。あわせて、第3期下呂市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、福祉学習や体験の場の提供、困り事相談、生活サポートセンターによる生活困窮自立支援事業など、セーフティネットを整えます。

国民健康保険事業については、下呂市の1人当たりの医療費が高いことから納付金の負担が大きく、下呂市国民健康保険特別会計（事業勘定）の財政運営は非常に厳しい状況となっています。当面は、国民健康保険基金等を計画的に活用するとともに、被保険者の方々にも応分の負担をお願いしながら運営してまいります。

引き続き健康診査の受診率向上を図るとともに効率的な保険事業を進め、被保険者の健康の保持増進と健全な財政運営に努めてまいります。

農業振興では、農業後継者及び新規就農者の確保を目的として実施していますアグリチャレンジサポート事業により、令和元年度は7名の新規就農者が誕生し、同事業による就農者は33名に達しました。また、農業研修生も7名の方が就農を目指し指導農業士の門戸をたたいております。この新規就農者の確保はどの市町も農業人口の増加を図るべく人の確保に支援策を講じておりますが、市といたしましても支援策の充実と職員の熱意をもって取り組んでまいります。

令和2年度に向けて既に数名の農業研修生と新規就農者が予定をされておりますし、引き続き県・JA等関係機関が一丸となり、相談から就農準備、就農後のフォローアップまで一貫した支援の充実を図ってまいります。

令和元年度に千葉県で開催された第21回米・食味分析鑑定コンクール国際大会では、前大会に引き続き下呂市産米が金賞を受賞し、おいしいお米の産地として全国への認知も徐々に広まっております。今後も農家の生産意欲向上につなげるため、国・県補助事業等を活用し、下呂市産米の魅力を発信するとともに、農業基盤・集落環境の整備を実施してまいります。

農業基盤整備については、引き続き県営中山間総合整備事業や農地の集積を足がかりとした経営体育成基盤整備事業など地域にとっても有利な事業を軸に、地域の協力を得ながら、効率かつ広範囲に事業を展開し、機能回復と維持管理の節減を図るとともに、防災・減災機能を高めてまいります。

畜産に関しては、令和4年の鹿児島全共出場を目指し、受精卵を活用した牛群改良の取組から、出品対応に向けた受精卵移植も始まり全共への高まりを感じております。引き続き全共への取組

を応援してまいります。

また、畜産農家の減少に歯止めをかけるためにも、空き牛舎を活用した就農への誘導や、意欲ある新規就農者の支援にも取り組んでまいります。

林業振興では、森林環境譲与税を活用した森林整備、木材利用の促進、担い手の育成及び確保、地球環境の保全を目的とした啓蒙・啓発活動に取り組んでまいります。

森林整備については、従来の集約化による森林整備をはじめ、森林経営管理法に基づく未整備林対策として、森林解析や境界の明確化、森林所有者の意識調査を実施します。まとめることができた団地から順次森林整備を進めてまいります。

木材利用の促進については、木造住宅建設時の支援を拡充するとともに、未利用材の搬出も進め、木質バイオマスエネルギーの確保に努めます。

担い手の育成及び確保については、現場で働く森林技術者の皆様が安全に働けるように、新規事業として各種資格や安全講習会などに係る経費を支援するとともに、高性能林業機械をレンタルした際の経費を支援いたします。

地球環境の保全を目的とした啓蒙・啓発活動については、森のようちえん、小学生を対象にした環境学習、中学生を対象にした体験学習を充実させていきます。

また、各種イベントの拠点となる皇樹の杜の改修工事を行います。

観光振興では、人口減少や少子高齢化が進む下呂市においては、いかに地域に活力を生み出し、持続可能な下呂市を築いていくのが大きな課題であります。観光は経済波及効果が大きく、下呂市にとって重要な産業として観光振興に取り組む機運を高めることが重要であり、政府も地方創生の起爆剤として成長戦略の柱に位置づけております。

消費人口の減少を交流人口で賄い、稼ぐことで持続的な発展につなげていくためにも、下呂市DMOを中心とし、エコツーリズムによる着地型観光を推進し、魅力ある観光地を目指し誘客の促進、観光消費額の拡大を図ってまいります。

今年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、観光庁は訪日外国人4,000万人を目標に掲げており、日本の魅力を世界にアピールするチャンスでもあります。2025年に大阪万博開催、2027年にはリニア中央新幹線東京―名古屋間が開通となります。国内外旅行者の受入れ環境の整備を図るとともに、東京事務所機能を継続し、本市の魅力を全国へ、世界へと発信してまいります。

下呂温泉合掌村事業につきましても、目標入場者数18万5,000人を維持し、引き続き安定した集客を目指し、魅力ある施設づくりに努めてまいります。

観光客のニーズに合った観光地域づくりを進めるとともに、市民のおもてなしの心を育み、ホスピタリティー都市宣言にふさわしい市民と観光客との触れ合いあふれる満足度の高い観光地を目指してまいります。

下呂温泉街中心部の遊休市有地を活用した地域再生計画につきましても、観光交流センター（仮称）の整備を実施するとともに、下呂市への玄関口の一つである下呂駅の将来の在り方につ

いても検討してまいります。

商工振興では、益田清風高校での総合教育への協力や、主に新規創業を目指す方へセミナーの開催など、新規創業や機運醸成に向けた支援と助成を引き続き実施し、空き店舗の解消やまちのにぎわい創出に向けた取組を進めてまいります。

生産年齢人口の減少などから、市内事業所では人材の確保が困難な状況になっています。引き続き高校生や大学生、一般対象の下呂市就職ガイダンスを開催するとともに、東京での転職フェアを実施し、雇用の安定に向けた取組を行います。そのために高校、大学等への訪問などで学生への周知を積極的に行い、新規学卒者の市内就職につなげるよう努めてまいります。

商工業者には、経営安定と事業拡大を図るため、引き続き制度融資や助成制度により、事業継続のための資金調達を支援してまいります。また、商店街の活性化につなげるイベント実施費用への補助、事業継続に必要な情報の提供やセミナーの開催などにより商工業者を支援してまいります。

道路関係では、下呂市の大動脈である国道41号をはじめとする市内幹線道路は、雨量規制による通行止め区間が存在し、近年の台風や集中豪雨により、通勤や通学、観光客、物資の流通等に大きな影響を及ぼしています。そのため主要道路の整備等による道路ネットワークの構築が最重要課題となっており、国道41号屏風岩改良、門原防災事業の早期完成とともに、加茂郡七宗町から白川町間の上麻生防災などの防災対策について、近隣市町村、官民と連携してさらなる事業を促進してまいります。

また、中津川市に設置のリニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として、中央自動車道と東海北陸自動車道をつなぎ、岐阜県の高規格道路網を形成する重要な道路として大いに期待される濃飛横断自動車道のほか、トンネル整備が進められている国道257号、雨量規制区間の早期解消に向け防災対策が進められている主要地方道宮萩原線や、一般県道門和佐瀬戸線、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアへのアクセス強化のための線形不良箇所の解消が図られている一般県道濁河温泉線及び御岳山朝日線などの道路整備についても早期事業完成に向けて県に働きかけてまいります。

下呂市が管理する市道については、下呂市道路ビジョンに基づき、道路改良事業をはじめ、橋梁の耐震化・長寿命化修繕、今後急速に進む道路施設の老朽化対策、通学路の交通安全対策事業など、市民の暮らしを支える道づくりを計画的に進めています。

平成30年の6月末から9月にかけての豪雨や台風災害を教訓とし、今後も局地的豪雨などによる自然災害の猛威から市民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らせるよう、岐阜県とも連携して、災害を未然に防ぐ事前防災対策を推進してまいります。

総合交通対策では、近年、高齢者の自動車運転事故が大きく取り上げられ、免許返納者が増加する一方、公共交通の利用者の減少、事業者の運転手不足などにより公共交通サービスの低下が懸念されるところです。下呂市地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能な公共交通の確保とともに、定時定路線型の支線交通を軸としつつ住民ニーズに即した事業の実施を目指してまいり

ます。

これらの事業のほか令和２年度に実施する全ての事業費を積み上げますと、一般会計の予算額224億1,000万円と前年度対比で11億7,000万円、5.5%の大幅な増となりました。これは主に、環境衛生施設整備事業（新一般廃棄物最終処分場）、地域再生計画事業（（仮称）観光交流センター、幸田２号線・森８号線道路整備）、小学校長寿命化改良事業（萩原小学校）など、大型事業によるものでございます。

これらの財源としましては、財政調整基金の計画的活用額として６億円、その他特定目的基金で５億円を取り崩し、各種事業に充当いたします。

また、市債については、償還額との均衡を図りながら借入れの計画を立てており、臨時財政対策債５億円、過疎対策事業債７億7,000万円、合併特例事業債６億2,000万円など、総額で22億9,000万円の発行を予定しています。

一般会計の主な歳入については、市税では3,300万円の減額となっております。税制改正により税率が引き下げられた影響を考慮し、法人住民税で2,300万円ほどの減収を見込んでいることが主な要因となっております。

税の賦課徴収については、公平公正で誤りのないよう努めることはもとより、さらなる収納率の向上に努めてまいります。また、債権管理室では、引き続き債権を取り扱う部署への指導とともに、債権の適正管理に努めてまいります。

地方交付税のうち、普通交付税は令和元年度の交付額を基に算定しておりますが、公債費分の伸びや臨時財政対策債発行抑制に伴う影響分などで、当初予算比較１億8,000万円の増加を見込みました。また、特別交付税については６億円を計上しています。

平成20年度より取り組んできましたふるさと寄附金については、令和元年度は１億7,000万円を超える寄附金が集まる見込みです。今後は、ふるさと下呂の魅力や寄附による活動のさらなる情報発信と、平成30年11月から開始した電子感謝券の活用を進めるなど、感謝特典のメニューの充実を図るとともに、下呂市へのふるさと寄附の意義を高める取組を推進します。

下呂市が抱える喫緊の課題に早急に対応するため、堅実な財政計画の下、基金・市債の有効活用により効果的、効率性が高い自治体経営を推進するため、市民の皆さんとともに、魅力と活力のあるまちを創造し、子々孫々と引き継いでいけるよう誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でございます。

なお、令和２年度の詳細な予算の概要及びその他の主要事業の説明につきましては、別冊に記載してございますので、御覧頂きたいと存じます。

結びに、令和２年度を迎えるに当たり、私の市政運営にあつての基本姿勢を示すとともに、施策の概要についての所信を申し上げましたが、議員各位をはじめ市民の皆様とともに、健康なまちづくり・人づくりに積極的に邁進する所存でありますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長（各務吉則君）

休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第13号から議第24号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第23、議第13号 市道の路線認定について、日程第24、議第14号 市道の路線変更について、日程第25、議第15号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について、日程第26、議第16号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター及び下呂市金山リバーサイドスタジアムの指定管理者の指定について、日程第27、議第17号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第28、議第18号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第29、議第19号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第30、議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、日程第31、議第21号 下呂市道の駅南飛騨小坂はなももの指定管理者の指定について、日程第32、議第22号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、日程第33、議第23号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について、日程第34、議第24号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について、以上12件を一括議題といたします。

最初に、議第13号及び議第14号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

それでは、議案書の9ページをよろしくお願いいたします。

議第13号 市道の路線認定について。

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線名、少ヶ野23号支線、起点、下呂市三原イカダバ21番2地先から、終点、下呂市三原イカダバ9番2地先まで。令和2年2月25日提出。

提案理由でございますが、市営三原住宅解体に伴い、市道の一部が路線変更となるため、市道の路線を認定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

路線名、起点・終点につきましては提案理由と一緒にございます。幅員は4メートルでございます。延長が105メートルとなっております。下記の図のとおり、この黒の部分につきまして支線として認定をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをよろしくお願いいたします。

議第14号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、少ヶ野23号線、起点、下呂市三原イカダバ17番1地先から、終点、下呂市三原イカダバ24番地先までの旧でございますが、これを新しく下呂市三原イカダバ19番3地先から、下呂市三原イカダバ3番地先までと変更するものでございます。令和2年2月25日提出。

市営三原住宅解体に伴い、市道の路線変更をするものでございます。

12ページをお願いいたします。

路線名、変更の起点・終点につきましては提案理由と一緒にございます。変更前と変更後でございますが、延長が285.47メートルから110.00メートルというふうに変更させていただきます。変更につきましては、下記図においてお確かめ願えればと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第15号及び議第16号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議第15号 下呂市下呂上ヶ平サンビレッジの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市下呂上ヶ平サンビレッジ。

2. 指定管理者となる団体の名称、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表者、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、1年でございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

議第16号 下呂市金山リバーサイドスポーツセンター及び下呂市金山リバーサイドスタジアムの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市金山リバーサイドスポーツセンター、下呂市金山リバーサイドスタジアム。

2. 指定管理者となる団体の名称、スポーツマックス・三幸共同事業体、代表者、愛知県名古屋市緑区池上台二丁目37番地1、株式会社スポーツマックス代表取締役 兵藤大二郎。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで、3年でございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第17号及び議第18号について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、議案書の17ページをお開きください。

議第17号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームあさぎりサニーランド、特別養護老人ホームかなやまサニーランド。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町羽根2710番地3、社会福祉法人下呂福祉会理事長 熊崎敏彦氏。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年でございます。

続きまして、議案書の19ページをお開きください。

議第18号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市飛騨川温泉しみずの湯。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティック南飛騨代表取締役 益子一穂氏。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。

以上、2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第19号及び議第20号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書の21ページをお開きください。

議第19号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和2年2月25日提出。

施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬西村1508番地1、南飛騨馬瀬川観光協会会長 今井弘之。

3. 指定の期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とするものでございます。

続きまして、議案書23ページをお開きください。

議第20号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の駅馬瀬美輝の里。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社代表取締役 今井弘之。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とするものでございます。

以上、2案件につきまして御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第21号及び議第22号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（倉田 誠君）

それでは、議案書の25ページをお開きください。

議第21号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の駅南飛驒小坂はなもも。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町赤沼田811番地1、飛驒小坂観光株式会社代表取締役 二村貢正さんです。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間です。

次に、27ページをお開きください。

下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市濁河温泉市営露天風呂。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市小坂町大洞965番地2、株式会社ノイジィー代表取締役 保田悦宏さんです。

3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第23号及び議第24号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

それでは、29ページをお開きください。

議第23号 下呂市道の温泉駅「かれん」の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の温泉駅「かれん」。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町金山911番地1、株式会社かれん代表取締役 桂川裕俊。
3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年。

続いて、31ページをお開きください。

議第24号 下呂市ゆったり館及び下呂市金山温泉スタンドの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和2年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市ゆったり館、下呂市金山温泉スタンド。
 2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市金山町大船渡668番地1、松岡林業有限会社代表取締役 松岡守。
 3. 指定の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年。
- 以上の2議案について、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第13号から議第24号までの12議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第25号から議第51号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第35、議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例について、日程第36、議第26号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第27号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第28号 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第29号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第30号 下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第31号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第42、議第32号 附

属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第43、議第33号 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第34号 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について、日程第45、議第35号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第46、議第36号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第38号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第50、議第40号 下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について、日程第51、議第41号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第52、議第42号 下呂市家畜診療等手数料条例について、日程第53、議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について、日程第54、議第44号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について、日程第55、議第45号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第56、議第46号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第57、議第47号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第58、議第48号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第59、議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第60、議第50号 下呂市市民会館条例の一部を改正する条例について、日程第61、議第51号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上27件を一括議題といたします。

最初に、議第25号及び議第26号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

議第25号 下呂市いじめ防止等対策推進条例について。

下呂市いじめ防止等対策推進条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。いじめ防止対策推進法に基づき、重大事態発生時には、行為の対象者の立場に立った対応が必要であるという考えを前提に、市としての体制を整備するため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

37ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市いじめ防止等対策推進条例要綱。

1 番の制定理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省略をいたします。

2. 概要、(1)本市におけるいじめの防止及び対策の基本的な方針を定めるものです。第1条関係でございます。

(2)関係機関における情報共有の場として、下呂市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

第8条関係でございます。

(3) 重大事態発生時に、教育委員会の諮問に応じ、下呂市いじめ問題専門委員会が調査を実施します。第9条関係でございます。

(4) 重大事態発生時の調査報告を受け、市長が必要と判断する場合、下呂市いじめ問題再調査委員会による調査を実施します。第10条関係でございます。

(5) 重大事態発生時の対処方法について定めています。第11条関係でございます。

(6) この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、39ページをお開きいただきたいと思います。

議第26号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市地域コミュニティ施設である下呂市東上田集会所について、公の施設の見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

41ページをお開きいただきたいと思います。

改正理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1) 下呂市東上田集会所を下呂市地域コミュニティ施設から除外します。第2条関係でございます。

(2) この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上2議案、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第27号から議第37号までの11議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の43ページをお開きください。

議第27号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。市長公室企画課に情報管理室を設置し、情報施策及び庁内情報管理を一体的に進めていくため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をいたします。

45ページをお開きください。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略をいたします。

２．概要、(1)総務部の事務分掌である「庁内情報管理に関すること。」及び生活部の分掌事務である「有線テレビ施設の管理運営に関すること。」を削り、それぞれ市長公室の分掌事務に加えます。第２条関係でございます。

(2)この条例は、令和２年４月１日から施行します。附則関係でございます。

47ページをお願いいたします。

議第28号 下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和２年２月25日提出。

提案理由でございます。公務災害補償等の対象となるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額を規定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をいたします。

49ページをお願いします。

下呂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

１．改正理由は、提案理由と同じですので、省略をいたします。

２．概要、(1)フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額の算出方法について、地方公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額と規定をいたします。第５条関係でございます。

(2)この条例は、令和２年４月１日から施行します。附則第１項関係でございます。

(3)この条例による改正後の公務災害補償等の適用は施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害、または通勤による災害に係る補償について適用します。附則第２項関係でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

議第29号 下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和２年２月25日提出。

提案理由でございます。職員の赴任に係る旅費の支給対象となる職員等を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をいたします。

53ページをお開きください。

下呂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例要綱。

１．改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

２．概要、(1)赴任に関する旅費の支給対象となる職員及び支給の対象となる要件を、規則で定めることを規定します。第３条関係でございます。

(2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

次に、55 ページをお願いいたします。

議第 30 号 下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和 2 年 2 月 25 日提出。

提案理由でございます。第 2 号会計年度任用職員の給料表は下呂市職員の給与に関する条例の行政職給料表(1)の一部を準用しており、令和元年度の人事院勧告を踏まえ同給料表が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をいたしますので、59 ページをお開きください。

下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)フルタイム会計年度任用職員の給料表を行政職給料表(1) 1 級及び 2 級と同様に改めます。別表第 1 関係でございます。

(2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

次に、61 ページをお願いいたします。

議第 31 号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について。

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和 2 年 2 月 25 日提出。

提案理由でございます。地方自治法の改正に伴い、引用条文を改めるため、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をします。

63 ページをお開きください。

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例要綱。

1. 制定理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市下呂温泉合掌村条例及び下呂市国民健康保険病院事業の設置に関する条例で引用している地方自治法の条文を改めます。第 1 条の改正中第 5 条及び第 2 条の改正中第 4 条関係でございます。

(2) この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。附則関係でございます。

次に、65 ページをお開きください。

議第 32 号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について。

附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。令和 2 年 2 月 25 日提出。

提案理由でございます。市が設置する附属機関の委員会等の見直しに伴い、当該条例を制定し関係条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をします。

少し飛びますが、77ページをお開きください。

附属機関の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例要綱。

1. 制定理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市附属機関設置条例の一部改正。第1条による改正。見直しに伴い、附属機関と判定された委員会等を当該条例に規定します。別表関係でございます。

(2)下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。第2条による改正でございます。附属機関の委員等には当該条例の規定により報酬を支払う必要があるため、新たに報酬を支払うこととなる委員等を追加するとともに、廃止された委員等を削除します。別表関係でございます。

(3)下呂市公民館条例の一部改正。第3条による改正でございます。公民館館長を非常勤特別職職員から除外します。第5条関係でございます。

(4)下呂市金山郷土館条例の一部改正。第4条による改正でございます。金山郷土館長を非常勤特別職職員から除外します。第7条関係でございます。

(5)下呂市景観条例の一部改正。第5条による改正でございます。景観アドバイザーを非常勤特別職職員から除外します。第26条、第27条及び第29条関係でございます。

(6)下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正でございます。第6条による改正でございます。附属機関の見直しの中で名称が変更となった委員会の名称を改めます。78ページをお願いします。第13条関係でございます。

(7)下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正でございます。第7条による改正でございます。附属機関の見直しの中で名称が変更となった委員会の名称を改めます。あわせて語句の修正を行います。第2条及び第3条関係でございます。

(8)下呂市まちづくり条例策定委員会設置条例の廃止。第8条による改正でございます。活動を行っていない、まちづくり条例策定委員会を廃止するため、当該条例を廃止します。本則関係でございます。

(9)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

次に、79ページをお願いします。

議第33号 下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。議会選出監査委員を選任しないこととし、監査委員の報酬を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をします。

83ページをお開きください。

下呂市監査委員条例及び下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由でございます。監査制度の充実強化を一つの趣旨として、地方自治法の一部改正が行われ、その一部が平成30年4月1日に施行されました。これまで市の監査委員2人のうち、1人は議員のうちから選任しなければならないとされていましたが、この改正により、条例で議員のうちから選任しないことができるとする規定が新たに設けられました。この法改正の趣旨を踏まえ、議員のうちから監査委員を選任しないこととし、議会の監視機能と監査の役割を明確にするとともに、監査の実効性、独立性及び専門性を高めるため、また、この改正に併せて監査委員の報酬額を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)下呂市監査委員条例の一部改正。第1条による改正でございます。

①監査委員は、議員のうちから選任しない旨を規定します。第2条関係でございます。

②地方自治法の改正に伴う引用条文を改めます。第4条関係でございます。

(2)下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。第2条による改正でございます。代表監査委員の報酬を月額1万5,000円に、識見を有する者の監査委員の報酬を月額1万3,000円と規定し、議会選出監査委員の報酬の規定を削ります。別表関係でございます。

(3)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)この条例の施行の際、現に在職する議会選出監査委員は、その監査委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとします。附則第2項関係でございます。

次に、84ページをお開きください。

(5)この条例の施行の際、現に在職する監査委員の報酬は、その任期中に限り、なお従前の例により支給するものとします。附則第3項関係でございます。

続いて、85ページをお願いします。

議第34号 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について。

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。暫定施行していた馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金について、基金の設置目的を達成したため当該条例を廃止するものでございます。

条例要綱にて説明をいたします。

87ページをお開きください。

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例要綱。

1. 廃止理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

次に、89ページをお願いします。

議第35号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。個人番号カードの普及と利用を促進するため、コンビニエンスストアなどの証明書発行端末による各種証明書発行手数料を減額し、あわせて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明します。

91ページをお開きください。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)別表第1に規定する手数料の金額について、コンビニエンスストアなどで個人番号カードを使って機器により交付を受ける場合は、一律50円減額します。第2条関係でございます。

(2)個人番号の通知カードの廃止に伴い、通知カードに関する箇所を削除します。別表第1関係でございます。

(3)この条例は、令和2年7月1日から施行します。附則関係でございます。

次に、93ページをお願いします。

議第36号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことにより、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をします。

97ページをお開きください。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)印鑑登録を受けることができない者とされていた「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めます。第2条関係でございます。

(2)第6条の「記載」以降の括弧書きを第5条の「記載」以降の括弧書きへ移します。第5条及び第6条関係でございます。

(3)「記載されている」の表現を「記載がされている」に改めます。第6条及び第11条関係でございます。

(4)この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

次に、99ページをお願いいたします。

議第37号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。令和2年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱にて説明をいたしますので、少し飛びますが107ページをお開きください。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。第3条から第5条の2関係でございます。

医療給付費分、区分令和2年度のみ読み上げさせていただきます。

所得割6.05%、資産割14.00%、均等割3万1,000円、平等割2万1,900円、平等割（特定世帯）1万950円、平等割（特定継続世帯）1万6,425円。

(2)後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。第7条の3関係でございます。

後期高齢者支援金分。所得割2.13%、均等割8,900円、平等割7,500円、平等割（特定世帯）3,750円、平等割（特定継続世帯）5,625円。

(3)介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。第8条及び第9条の2関係でございます。

108ページをお願いします。

介護納付金分。所得割1.59%、均等割9,500円、平等割5,800円。

(4)世帯所得が33万円を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。7割軽減でございます。第23条第1号関係でございます。

区分、対象項目、令和2年度のみ読み上げをさせていただきます。

均等割、医療給付費分2万1,700円、後期高齢者支援金分6,230円、介護納付金分6,650円。平等割、医療給付費分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1万5,330円、特定世帯7,665円、特定継続世帯1万1,498円。後期高齢者支援金分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯5,250円、特定世帯2,625円、特定継続世帯3,938円。介護納付金分4,060円。

(5)世帯所得が〔33万円プラス（28万円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。5割軽減でございます。第23条第2号関係でございます。

均等割、医療給付費分1万5,500円、後期高齢者支援金分4,450円、介護納付金分4,750円。平等割、医療給付費分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1万950円、特定世帯5,475円、特定継続世帯8,213円。後期高齢者支援金分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯3,750円、特定世帯1,875円、特定継続世帯2,813円。介護納付金分2,900円。

(6)世帯所得が〔33万円プラス（51万円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所属者数）〕を超えない世帯の減税額を下記のとおり変更します。2割軽減でございます。第23条第3号関係でございます。

均等割、医療給付費分6,200円、後期高齢者支援金分1,780円、介護納付金分1,900円。平等割、医療給付費分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯4,380円、特定世帯2,190円、特定継続世帯3,285円。後期高齢者支援金分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1,500円、特定世帯750円、特定継続世帯1,125円。介護納付金分1,160円。

(7)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(8)改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものいたします。附則第2項関係でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第38号から議第41号までの4議案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口広宣君）

それでは、議案書の111ページをお開きください。

議第38号 下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

113ページをお開きください。

下呂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)法に災害援護資金に係る償還金の支払い猶予の規定がなされ、それに伴い償還免除事由の拡大や災害援護資金の貸付けを受けた者、もしくはその保証人に報告を求めることができるようになることを規定します。第15条関係です。

(2)市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたため、審議会の設置について規定します。第16条関係です。

(3)この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

続きまして、議案書の115ページをお開きください。

議第39号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。低所得者の保険料軽減措置が完全実施となること及び家族介護用品券事業を地域支援事業から市町村特別給付へ移行し、事業名称を在宅介護支援券交付事業へ改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

118ページをお開きください。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)低所得者の保険料負担軽減措置が令和元年10月の消費税増税により完全実施となり、令和2年度の財源は1年分賄えるため、軽減割合を改めます。第2条関係です。

各所得段階の介護保険料は、基準額である年間5万5,200円に調整率を乗じて計算します。令和2年4月以降の介護保険料は、最下段の欄、下段の額となります。

(2)家族介護用品券の名称を、在宅介護支援券に改めます。第12条の2及び制定附則第13項関係です。

(3)令和2年度からの在宅介護支援券交付事業は、全て市町村特別給付として実施します。制定附則第13項関係です。

(4)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(5)改正後の保険料率の規定は、令和2年度分の介護保険料から適用し、令和元年度分までの介護保険料は、従前の例によります。附則第2項関係です。

続きまして、議案書の121ページをお願いいたします。

議第40号 下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例について。

下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。令和2年4月1日からの利用終了時間の延長に伴う16時15分から17時までの利用料を規定するため、また、今回の利用料の規定に合わせた利用者区分の廃止と利用料の見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

123ページをお開きください。

下呂市一時的保育事業条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、利用者からの要望により利用終了時間を16時15分から17時へと延長するため、16時15分以降の利用料について追記するものです。また、3歳未満児の利用者拡大を図り利用料を減額改正し、3歳以上児の利用が皆無に近いため区分を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)利用料について、「3歳未満児」「3歳以上児」の区分を廃止し利用料金を改正します。また、16時15分から17時までの利用料を追加します。別表関係です。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係です。

続きまして、議案書の125ページをお開きください。

議第41号 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、放課後児童クラブ指導員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。

127ページをお開きください。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同様でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)放課後児童クラブ指導員の資格基準及び資格要件に係る経過措置期間を、令和5年3月31日まで、3年間延長します。制定附則第2条関係です。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係です。

以上、4議案につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

休憩いたします。再開は3時25分といたします。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長から発言の訂正がありましたので、これを許可いたします。

建設部長。

○建設部長（二村忠男君）

議第13号及び議第14号におきまして、下呂市三原イガダバという字になっておりましたが、全てイカダバの訂正でございます。失礼いたしました。

正誤表のほう改めてお送りさせていただきます。すみません。

○議長（各務吉則君）

それでは、会議を続けます。

議第42号から議第46号までの5議案について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

それでは、議案書の129ページをお開き願います。

議第42号 下呂市家畜診療等手数料条例について。

下呂市家畜診療等手数料条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。飛騨農業共済事務組合に設置されていた家畜診療所が閉鎖されるに伴い、今後は市が家畜診療業務や家畜伝染病に対する予防業務を継続して行うため、家畜診療等手数料の徴収等について必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱にて詳細について説明いたします。

133ページをお開きください。

下呂市家畜診療等手数料条例要綱。

1. 制定理由、令和2年4月から県下の農業共済組合が合併し一組合化することに伴い、これまで飛騨農業共済事務組合に設置されていた家畜診療所が閉鎖されることになりました。

今後は市が家畜診療業務や家畜伝染病に対する予防業務を継続して行うため、家畜診療等手数料の徴収等について必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

2. 概要、(1)家畜が診療等を受けた場合の手数料について規定します。共済事故対象の診療料金等については農林水産大臣が定める診療点数等により、1点の単価を10円として算定される額とします。なお、共済事故外の診療料金等については、前述の診療点数を参考に別表に定めた額とします。

別表に定めた共済事故外診療等の金額については、農林水産大臣が定める点数等を参考に算出した金額のほかは、農業共済及び南飛騨和牛改良組合が徴収している現行単価を維持しています。第2条及び第3条関係でございます。

(2)手数料の減免について定めます。第4条関係でございます。

(3)この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。第5条関係でございます。

(4)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(5)農業共済制度の改正に伴い、診療費の受益者負担は1割となり従前の初診料は診療費に含まれることとなりました。しかし、共済期間が令和元年12月31日以前に開始となっている家畜については、1年間の共済期間の更新時までは従前の制度（全額共済対応）が適用されるため初診料が必要となります。附則第2項関係でございます。

134ページをお開きください。

(6)下呂市家畜受精卵移植等手数料徴収条例に定めた受精卵移植及び受精卵採卵に係る手数料については、本手数料条例に含めたため廃止します。附則第3項関係でございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。

議第43号 下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例について。

下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市農林漁業研修施設である下呂市馬瀬北部研修センターについて、

公の施設見直し方針に基づき地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用して住民活動の継続を図るため下呂市農林漁業研修施設から除外することに伴い、本施設が最後の施設であることから、当該条例を廃止するものでございます。

条例要綱にて詳細について説明いたします。

137ページをお開き願います。

下呂市農林漁業研修施設条例を廃止する条例要綱。

1. 廃止理由、廃止理由につきましては、提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)下呂市農林漁業研修施設条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、139ページをお願いいたします。

議第44号 下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月25日提出。

提案理由、下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設である下呂市馬瀬農林水産加工施設について、当初の設置目的の達成により施設の解体撤去が決定されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

141ページの条例要綱において説明いたします。

下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由につきましては、ただいまの提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)下呂市馬瀬農林水産加工施設を下呂市農林水産物等生産加工展示販売施設から除外します。第2条関係でございます。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、143ページをお願いいたします。

議第45号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。農地利用最適化交付金事業実施要綱が一部改正され、当交付金が多く交付されることとなり、増えた分を報酬として委員に支給するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

146ページの条例要綱において説明いたします。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1 番の改正理由につきましては、提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要、(1)別表の農業委員会委員長、その他の委員及び農地利用最適化推進委員の加算

年額を「16万6,000円を上限に予算の範囲内で市長が定める額」から「予算の範囲内で市長が定める額」に改めます。別表関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。附則関係でございます。

続きまして、147ページをお願いいたします。

議第46号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市における農地災害、農業用施設災害、林道災害及び林道改良事業に要する費用、または経費に係る分担金の軽減を図り事業を推進するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

149ページをお願いいたします。

下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、改正理由につきましては、ただいまの提案理由と同じですので、省略させていただきます。

2. 概要、(1)農地災害復旧事業等の受益者負担率を改めます。別表関係でございます。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、5議案について御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（各務吉則君）

次に、議第47号及び議第48号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

それでは、議案書の151ページをお開きください。

議第47号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございますが、市営住宅の入居者資格を緩和するため、また老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明をいたしますので、153ページをお開きください。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様ですので、省略させていただきます。

概要ですが、(1)入居者資格に市町村税の滞納がない者と規定してあるものを、例外規定を設け住宅確保要配慮者に配慮できるようにします。第7条関係です。

(2)老朽化した三原住宅を削除し、大島団地の6戸を2戸に修正します。別表関係です。

(3)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書の155ページをお開きください。

議第48号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年

2月25日提出。

提案理由でございますが、一般住宅のCATV視聴料相当分の加算に伴う住宅使用料を改正するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱で説明をさせていただきますので、158ページをお願いいたします。

1. 改正理由でございますが、提案理由と同様ですので、省略させていただきます。

2. 概要でございますが、(1)一般住宅の使用料を改正します。また戸数や名称の誤りの訂正、用途廃止した住宅を削除します。別表第2関係でございます。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上で2議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第49号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（田口伸一君）

議案書の159ページをお開きください。

議第49号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。高圧ガス保安法第44条に定める、容器検査等を受けなければならない高圧ガスの容器として、自動車の燃料である圧縮水素を充填するための圧縮水素自動車燃料装置用容器等が追加されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で御説明します。

162ページをお開きください。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略いたします。

2. 概要、(1)容器検査等を受けなければならない高圧ガス容器の種類として新しく、圧縮水素自動車燃料装置用容器と圧縮水素運送自動車用容器を追加します。別表関係です。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)改正後の容器は、令和2年4月1日以降の申請に係る容器に適用し、それ以前の申請に係る容器については、従前のとおりとします。附則第2項関係でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第50号について提案理由の説明を求めます。

萩原振興事務所長。

○萩原振興事務所長（松井克彦君）

それでは、議案書の163ページをお開きください。

議第50号 下呂市市民会館条例の一部を改正する条例について。

下呂市市民会館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由でございますが、星雲会館を利用する市民が満足して施設を利用できるよう、また、期日前投票所での活用など、円滑な公用利用に資するよう、利用者の共有スペースである1階ロビーを排他的に使用できる諸室から外すため、当該条例の一部を改正するものでございます。

165ページを御覧ください。

条例要綱にて御説明をさせていただきます。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同様でありますので、省略をさせていただきます。

2. 概要でございますが、(1)星雲会館の利用者が共有して利用するロビーを使用許可の対象施設から外し、特定の利用者に占有させることを防ぐことで、利用者の誰もが自由に使うことのできるロビー本来の機能を確保いたします。別表第3関係でございます。

(2)この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

以上で、議第50号 下呂市市民会館条例の一部を改正する条例についての御説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（各務吉則君）

次に、議第51号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、167ページをお願いいたします。

議第51号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年2月25日提出。

提案理由です。下呂市立金山小学校、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を統合するため、当該条例の一部を改正するものです。

170ページをお願いいたします。

条例要綱です。

改正理由につきましては、提案理由と同じですので、説明を省略いたします。

概要、(1)小学校の位置及び名称から、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を削ります。別表の第1関係です。

(2)、別表の第3関係です。地方自治法第225条の規定に基づく、学校を学校教育の目的以外の目的に使用する場合の施設から、下呂市立下原小学校、下呂市立菅田小学校及び下呂市立東第一小学校を削ります。

(3)この条例は、令和3年4月1日から施行します。附則の関係です。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（各務吉則君）

これより本27件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第25号から議第51号までの27議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第52号から議第56号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第62、議第52号 財産の譲与について、日程第63、議第53号 財産の譲与について、日程第64、議第54号 財産の無償貸付について、日程第65、議第55号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について、日程第66、議第56号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上5件を一括議題といたします。

議第52号から議第56号までの5議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の171ページをお願いいたします。

議第52号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物。所在地、下呂市東上田1503番地2、建物名称、下呂市東上田集会所、構造、木造平家建て、延べ床面積、191.26平方メートル。
 2. 譲与する相手方、下呂市東上田、東上田区区長 黒木茂。
 3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。
 4. 譲与する日、令和2年4月1日。令和2年2月25日提出。
- 提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

173ページをお願いします。

議第53号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、下呂市馬瀬北部研修センターの建物及び土地。

174ページをお開きください。

建物、下呂市馬瀬数河1324番地1、下呂市馬瀬北部研修センター、鉄筋コンクリート造2階建

て、414.00平方メートル。

土地の所在地、下呂市馬瀬数河字神原1324番1、宅地、登記地積、710.80平方メートル。

173ページへお戻りください。

2. 譲与する相手方、下呂市馬瀬数河1324番地1、数河区（認可地縁団体）代表者 石神伝。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日、令和2年4月1日。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

議第54号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償貸付する。

1. 無償貸付する財産、下呂市美輝の里（敷地）でございます。

176ページをお開きください。

土地でございますが、下呂市馬瀬西村字山ぶし1648番3ほか33筆で、貸付面積は9,724.70平方メートルでございます。

175ページへ戻っていただきまして、2. 無償貸付する相手方、下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社代表取締役 今井弘之。

3. 無償貸付する理由、下呂市美輝の里関連土地のうち源泉地及び用水路等、譲渡には適さない土地について、同施設運営者と決定された相手方に無償貸付するもの。

4. 無償貸付の期間、令和2年4月1日から令和11年3月31日までとし、貸借期間の満了3月前までに、貸付人、借受人いずれかが別段の意思表示をしないときは、貸付期間を1年間更新するものとし、以後この例によります。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、179ページをお願いいたします。

議第55号 令和2年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和2年度下呂市一般会計は、次のとおり令和2年度下呂市下水道事業会計へ繰り出しするものとする。繰出額9,010万5,000円。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を、繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

181ページをお願いいたします。

議第56号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和2年度下呂市一般会計は、次のとおり令和2年度下呂市

立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。繰出額600万円。令和2年2月25日提出。

提案理由でございます。金山病院医師住宅2棟の解体工事費を繰り出しすることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第52号から議第56号までの5議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第57号から議第68号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第67、議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算、日程第68、議第58号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第69、議第59号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第70、議第60号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第71、議第61号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第72、議第62号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第73、議第63号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第74、議第64号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第75、議第65号 令和2年度下呂市水道事業会計予算、日程第76、議第66号 令和2年度下呂市下水道事業会計予算、日程第77、議第67号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第78、議第68号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

初めに、議第57号から議第68号までの12議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、ただいま上程されました議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算から議第68号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で御説明を申し上げます。

まずは、一般会計予算書の1ページをお開きください。

議第57号 令和2年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億1,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表 債務負担行為、また第3条の地方債につきましては、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入限度額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和2年2月25日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1款市税につきましては、前年度当初比で約3,300万円減の44億3,274万5,000円を見込みました。内訳としまして、市民税14億8,936万5,000円、固定資産税24億6,876万円、軽自動車税1億1,344万1,000円、市たばこ税2億417万9,000円、入湯税1億5,700万円でございます。

2款地方譲与税は、前年度当初比で1億2,314万円増の3億2,014万円。

4款配当割交付金は1,600万円。

6款法人事業税交付金は、令和2年度に新設された交付金でございますが1,140万円。

7款地方消費税交付金は、前年度当初比で1億7,200万円増の7億9,600万円。

3ページへ参りまして、10款環境性能割交付金は、前年度当初比で1,400万円増の2,400万円。

11款地方特例交付金は、1,870万円を見込んでおります。

12款地方交付税につきましては、普通交付税は国が示した地方財政計画の内容を踏まえ、個別算定経費、包括算定経費などにつきまして令和元年度の交付額を基に算定しており、算定結果としまして、前年度当初比では1億7,619万円増の76億1,261万円を計上しました。また特別交付税は前年と同額の6億円を計上し、地方交付税全体では82億1,261万円を見込んでおります。

14款分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金、民生費負担金で9,956万2,000円を計上しました。

15款使用料及び手数料につきましては、民生使用料、土木使用料、衛生使用料などで4億1,671万7,000円を見込みました。

16款国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金、土木費国庫補助金など19億2,168万円を計上しました。

4ページをお開きください。

17款県支出金は、民生費県負担金及び県補助金、農林水産業費県補助金、土木費県補助金、総務費県委託金などで12億1,135万1,000円を計上しました。

18款財産収入は、土地貸付収入、基金利子などで4,468万3,000円を計上しました。

20款繰入金につきましては、財政調整基金、公共事業基金、ふるさと応援基金の繰入れなどで、前年度当初比で7,725万3,000円減の14億9,590万3,000円を計上しております。

21款繰越金につきましては、4億円を予算計上しました。

22款諸収入は、貸付金元利収入などで6億8,329万7,000円を計上しました。

23款市債につきましては、前年度当初比で6億6,590万5,000円増の22億8,801万2,000円を計上しました。

6ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款議会費は、議員活動費などで1 億2,049万7,000円。

2 款総務費につきましては、28億1,557万円で、総務管理費では、職員給与費、電子自治体推進費、各地域の地域振興事業費、コミュニティバス運行事業、下呂交流会館管理運営費などが主なものでございます。

3 款民生費は52億9,506万円、社会福祉費では、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険特別会計への繰出金、障がい者自立支援給付事業、老人保護措置費、後期高齢者医療広域連合への負担金、福祉医療費助成事業など、また児童福祉費では、児童手当、児童扶養手当給付金、保育所運営費及び保育所公設民営事業、保育所施設整備事業、ことばの相談室開設費、その他生活保護費などが主な内容でございます。

4 款衛生費につきましては26億2,972万円で、保健衛生費では、水道事業会計、金山病院事業会計、国保特別会計（診療施設勘定）への繰出金、予防接種事業、健康診査費など、また清掃費におきましては、塵芥収集費、ごみ処理施設管理運営費、環境衛生施設整備事業、環境施設整備地域振興事業などが主な内容でございます。

5 款労働費につきましては、地元就職支援事業などで1,416万3,000円を計上しております。

7 ページをお願いします。

6 款農林水産業費につきましては15億7,940万8,000円で、農業費では、有害鳥獣捕獲事業及び有害鳥獣中間処理施設管理運営費、アグリチャレンジサポート事業、中山間地域等直接支払交付金事業、元気な農業産地構造改革支援事業、畜産振興事業、県営経営体育成基盤整備事業などの県営事業、多面的機能支払交付金事業、下水道事業会計繰出金など、また林業費では、森林集約化施策促進事業、森林整備地域活動支援交付金事業、皇樹の杜管理費、地域材需要促進事業、間伐材安定供給支援事業、公共及び県単・市単林道改良事業、市単林道維持補修費などが主な内容でございます。

7 款商工費につきましては9 億1,946万8,000円を計上しております。主な事業としまして、商工費では小口融資事業、商工業振興団体活動事業助成費、経営安定資金融資事業など、また観光費では、広域連携誘客事業、観光振興団体活動事業助成費、観光客誘致対策事業、各観光施設の管理運営経費などでございます。

8 款土木費は34億3,796万8,000円を計上しております。土木管理費では、地籍調査費、道路橋梁費では、市道補修事業、道路メンテナンス事業、社会資本整備総合交付金事業、防災安全交付金の各種事業など、河川費では、河川排水路補修事業、自然災害防止対策事業など、また都市計画費では、下水道事業会計繰出金、都市再生整備事業、社会資本整備総合交付金事業、住宅費におきましては、市営住宅の管理費、維持補修費、住宅・建築物安全ストック形成事業などが主な内容でございます。

9 款消防費につきましては10億6,857万1,000円を計上しております。主な事業内容は、南消防署消防自動車等購入事業、消防団の活動に関する経費、消防ポンプ車及び小型動力ポンプの更新

事業、防災行政無線通信施設の管理費などがございます。

10款教育費につきましては16億2,026万1,000円を計上しております。教育総務費では、英会話指導員・学業支援員等の設置事業、スクールバス管理運営費、小学校費及び中学校費では、各学校の管理運営費や教育振興費のほか、萩原小学校長寿命化改良事業、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費など、社会教育費では、図書館運営費、下呂ふるさと歴史記念館をはじめとする各施設運営費、中学生姉妹都市交流事業など。8ページになりますけれども、保健体育費では、体育施設や学校給食センターの管理運営費経費などが主な内容でございます。

8ページ、12款公債費につきましては、市債の償還元利金及び一時借入金に係る利子で28億7,931万4,000円を計上しました。

14款予備費につきましては3,000万円を計上しております。

次に、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございますが、令和2年度におきましては16件の債務負担行為を予定しております。

10ページをお願いします。

第3表 地方債では、起債の目的ごとに借入限度額を設定し、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

令和2年度は、臨時財政対策債のほか、保育所施設整備事業、環境衛生施設整備事業、道路橋梁整備事業、都市計画事業、学校施設整備事業など22億8,801万2,000円を限度額として借入を予定しております。

11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細におきましては、予算特別委員会において御審議を頂く予定ですので、よろしくお願いをいたします。

少し飛びますが、305ページをお開きください。

特別職についての給与費明細書でございます。下段の比較欄を御覧ください。

「長等」欄は、市長、副市長に係るもので、給料は当初予算比較による増、期末手当は支給率の改正に伴う増、共済費は共済掛金率の変更による減でございます。

議員欄の報酬は、当初予算比較による減、期末手当の支給率の改正に伴う増、共済費は掛金率の変更による減でございます。

また、その他の特別職欄の職員数及び報酬、共済費の減につきましては、会計年度任用制度が導入に伴い嘱託員報酬が会計年度任用職員報酬に移行したことに伴うものが主な要因で、給料、期末手当、その他の手当につきましては教育長さんの分でございます。

続いて、306ページをお願いします。

一般職員の給与費明細でございます。

上段、総括の比較欄を御覧ください。

職員数は462名で、前年度比較して7名の減でございます。給与費、共済費は、給与改定、昇給、採用、退職による増減を調整し、結果、合計で3,998万6,000円の増となりました。

下の表は職員手当の内訳でございます。

307ページから316ページまでは給料及び職員手当の増減額の明細とその状況となっております。
317ページをお願いいたします。

令和2年4月より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与費明細をお示しするものでございます。

上段の総括を御覧ください。

職員数は、フルタイムの職員が41名、括弧書きはパートタイムの職員で179名、合わせて220名でございます。給与費のうち報酬はパートタイムの職員、給料はフルタイムの職員に対するもので、職員手当を合わせた給与費は3億3,661万6,000円、これに社会保険料、共済費を加えた合計は3億7,948万円となります。

下の表は職員手当の内訳でございます。

318ページは、会計年度任用職員の給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

319ページから323ページは債務負担行為の調書でございます。

最終の324ページをお願いいたします。

地方債の調書で、表の一番右下で213億5,328万3,000円が令和2年度末の起債残高見込額でございます。

以上で一般会計予算についての説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明をいたします。

なお、詳細につきましては予算委員会にて御審議いただく予定ですので、概要説明のみとさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の1ページをお願いいたします。

議第58号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,229万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入限度額を1億円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。令和2年2月25日提出。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。

予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款国民健康保険税は6億6,513万5,000円を見込んでおります。

6款県支出金は25億3,829万9,000円、9款繰入金は2億8,035万8,000円、10款繰越金は7,789万1,000円を見込んでおります。

3ページを御覧ください。

歳出では、2款保険給付費24億6,259万8,000円、3款国民健康保険事業費納付金8億9,417万5,000円でございます。

5 ページ以下は事項別明細書、給与費明細書でございますので、ここでの説明は省かせていただきます。

以下の会計も同様の扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

少し飛びますが、37ページをお開きください。

議第59号 令和2年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,746万円と定め、款項の区分、金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。令和2年2月25日提出。

38ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料3億7,216万7,000円、4款繰入金1億5,397万2,000円が主なものでございます。

39ページをお願いします。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金5億1,920万9,000円が主なものです。

次に、49ページをお願いいたします。

議第60号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,577万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。令和2年2月25日提出。

50ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりです。

歳入では、1款サービス収入1億1,301万3,000円、6款繰入金1億1,270万9,000円が主なものです。

51ページをお願いします。

歳出では、2款サービス事業費1億7,575万円が主なものでございます。

続いて、77ページをお願いします。

議第61号 令和2年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億852万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。令和2年2月25日提出。

78ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款保険料6億9,115万8,000円、4款国庫支出金8億819万6,000円、5款支払基金交付金8億9,898万円、6款県支出金4億8,066万9,000円、10款繰入金6億870万4,000円が主なものです。

80ページをお開きください。

歳出では、2款保険給付費32億8,474万9,000円、5款地域支援事業費7,249万3,000円が主なものでございます。

続きまして、125ページをお願いします。

議第62号 令和2年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,254万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。令和2年2月25日提出。

126ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款診療収入1億6,538万4,000円、7款繰入金1億541万9,000円が主なものです。

127ページをお願いします。

歳出では、2款医業費2億710万8,000円が主なものでございます。

続きまして、155ページをお願いします。

議第63号 令和2年度下呂市下呂財産区特別会計予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ250万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。令和2年2月25日提出。

156ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款財産収入124万3,000円、3款繰越金125万2,000円が主なものでございます。

157ページを御覧ください。

歳出では、1款総務費166万5,000円が主なものでございます。

167ページをお開きください。

議第64号 令和2年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,260万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものです。令和2年2月25日提出。

168ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入は3款諸収入1億4,317万4,000円が主なもの、その下の歳出では、1款学校給食費1億5,260万円が主なものでございます。

次からは公営企業会計の予算となります。

173ページをお開きください。

議第65号 令和2年度下呂市水道事業会計予算です。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万3,300件、総給水量461万1,600立方メートル、1日平均給水量1万2,600立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業費は1億3,274万4,000円で、簡易水道施設の整備工事が主なものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入で水道事業収益9億3,254万1,000円。

174ページをお開きください。

支出は水道事業費用12億2,695万3,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入2億5,400万1,000円、資本的支出5億4,033万9,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,633万8,000円につきましては、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億6,951万9,000円及び消費税資本的収支調整額1,681万9,000円で補填するものとしております。

175ページをお願いします。

第5条は、債務負担行為として、積算システム保守管理業務について、その期間と限度額を定めたものでございます。

第6条、企業債は、起債の限度額を7,670万円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものです。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円に。

176ページをお願いします。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用を定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費7,049万8,000円と、報酬21万6,000円を、第10条では、一般会計からの運営補助金2,525万7,000円、第11条では、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めております。令和2年2月25日提出。

続きまして、211ページをお開きください。

議第66号 令和2年度下呂市下水道事業会計予算です。

令和2年度から今年度まで特別会計であった下水道事業会計が公営企業会計に移行したことで、予算規模が膨らんでおります。

第2条は業務の予定量で、排水件数9,310件、年間総排水量325万2,000立方メートル、1日平

均排水量8,885立方メートルを予定しております。主要な建設改良事業費は5,722万8,000円で、幸田浄化センター実施設計業務委託が主なものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入で、下水道事業収益14億5,837万8,000円。

212ページをお願いします。

支出で、下水道事業費用22億5,949万5,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入12億931万8,000円、資本的支出12億931万8,000円を予定しております。

第4条の2は、特例的収入及び支出として、公営企業会計となる前に発生した債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の額は、それぞれ1億510万円及び3,844万円と定めるものです。

213ページをお願いします。

第5条は、債務負担行為として積算システム保守管理業務委託ほか1件について、その期間と限度額を定めたものでございます。

第6条、企業債は、起債の限度額を1,890万円として、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めています。

214ページをお願いします。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用を定めております。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費4,020万3,000円と報酬7万2,000円を、第10条は、一般会計からの運営補助金2億9,730万3,000円、第11条では棚卸資産の購入限度額を100万円と定めております。令和2年2月25日提出。

続きまして、245ページをお願いいたします。

議第67号 令和2年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算です。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数18万5,000人、1日平均入場者数506人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入で、下呂温泉合掌村事業収益2億7,175万3,000円、支出で、下呂温泉合掌村事業費用2億6,073万6,000円を予定しております。

246ページをお願いします。

第4条、資本的支出の予定額は2,640万円を予定しております。なお、資本的支出額に対して不足する額2,640万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金2,400万円及び消費税資本的収支調整額240万円で補填するものとしております。

第5条は、一時借入金の限度額を3,000万円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費7,823万1,000円を、第7条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円と定めております。令和2年2月25日提出。

続きまして、279ページをお願いいたします。

議第68号 令和2年度下呂市立金山病院事業会計予算です。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数、入院2万4,820人、外来3万8,637人、1日平均患者数は、入院68人、外来159人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入で病院事業収益15億1,715万4,000円、280ページを開きください。

支出は病院事業費用15億2,015万4,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入1億4,831万1,000円、資本的支出2億2万3,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,171万2,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条、企業債は、起債の限度額を5,080万円として、起債の方法、利率、償還の方法について定めております。

281ページをお願いします。

第6条は、一時借入金の限度額を1億2,000万円と定めるものです。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8億2,753万6,000円及び交際費60万円を、第8条では、棚卸資産の購入限度額を1億1,894万1,000円と定めております。令和2年2月25日提出。

以上で令和2年度予算に係る説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（各務吉則君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第57号から議第68号までの12議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第57号から議第68号までの12議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（各務吉則君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月5日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦勞さまでございました。

午後 4 時29分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年2月25日

議 長 各 務 吉 則

署名議員 1 番 尾 里 集 務

署名議員 2 番 中 島 ゆ き 子

